

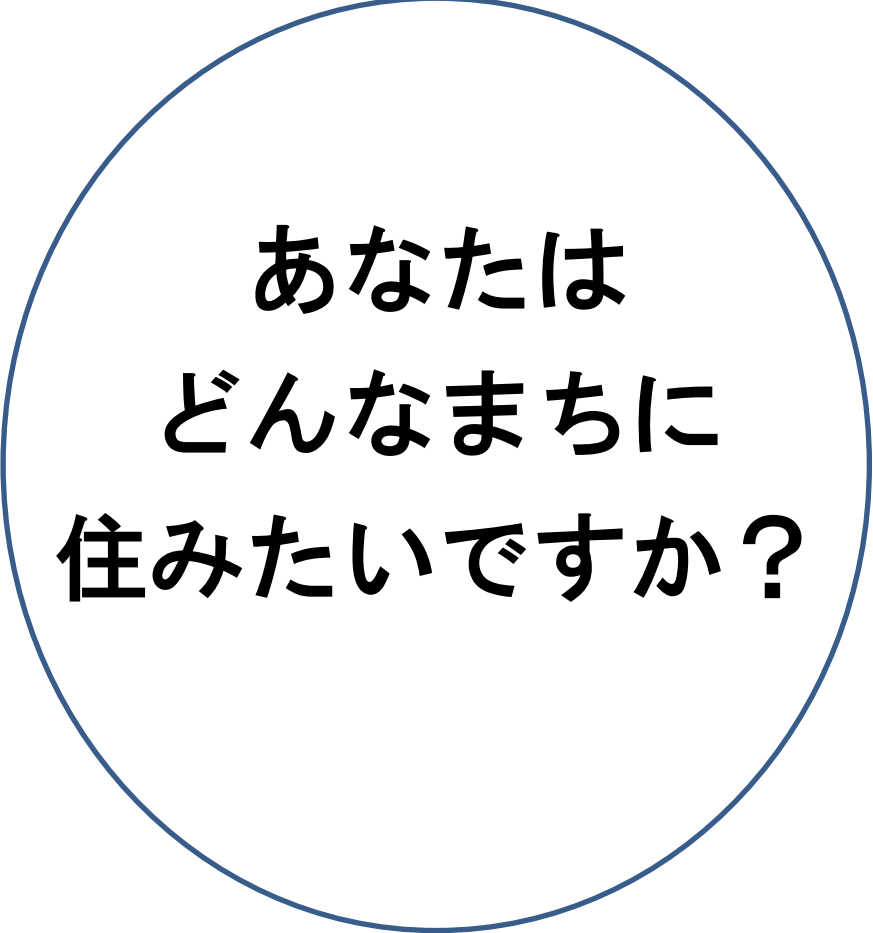
第2次あま市地域福祉計画・

第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

～みんなでつくる みんなのふくし～

計画書案

平成30年（2018年）12月



あなたは
どんなまちに
住みたいですか？

【目次】

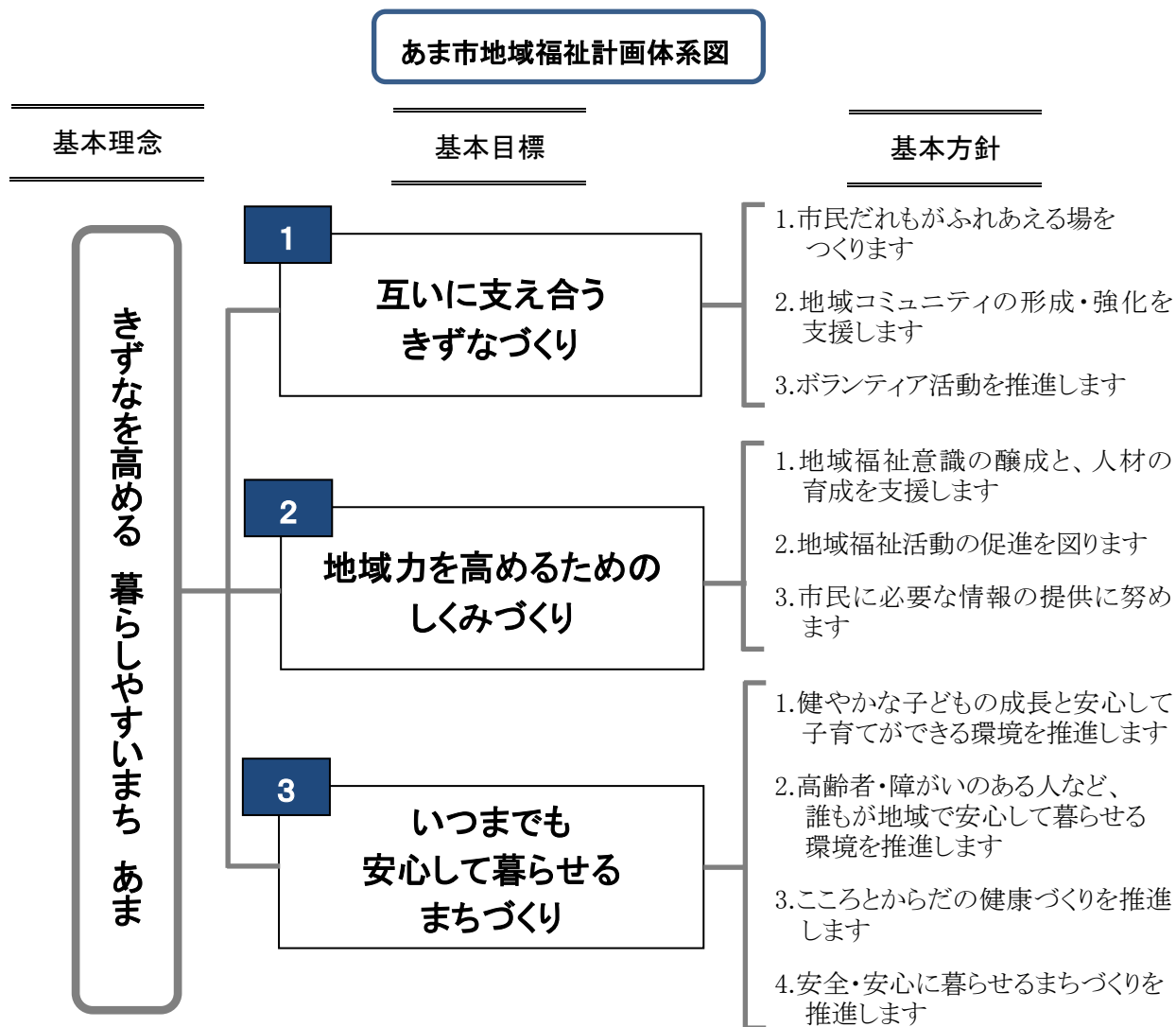
■第1部 第2次あま市地域福祉計画■	1
序章 ～第1次計画の進捗状況～	1
1. 第1次あま市地域福祉計画概要	1
2. 第1次あま市地域福祉計画の取り組み	2
第1章 第2次計画の策定背景	4
1. 計画の策定体制	4
2. あま市における地域課題	5
3. 計画策定の目的	17
第2章 第2次計画の概要	18
1. 計画の性格	18
2. 基本理念	21
3. 基本方針	24
4. 目標	25
5. 計画の担い手と推進体制	26
第3章 第2次計画の施策	27
1. 計画の内容	27
2. 重点施策	42
3. 計画の進行管理と評価	45
■第2部 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画■	46
序章 ～第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の進捗状況～	46
1. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画概要	46
2. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の取り組み	46
第1章 計画策定にあたって	48
1. 社会福祉協議会の概要	48
2. 地域福祉活動計画策定について	48
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方	49
4. 計画の位置づけ	49
5. 計画の期間	50
6. 計画の策定体制	50
第2章 計画の基本的な考え方	51
1. 基本理念	51
2. 基本方針	51
3. 基本目標	53
第3章 第2次計画の内容	54
1. 計画内容	54
2. 計画の進行管理と評価	73
■第3部 成年後見制度における市計画■	74
1. 計画の性格	74
2. 基本的な考え方	77
3. 基本理念	77
4. 基本目標	78
5. 計画の体系	78
6. 施策・事業	79
7. 施策の進行管理	83
■資料編■	84
第1次地域福祉活動計画実施計画進捗状況	84
○計画の策定体制	93
○用語説明	94

■ 第1部 第2次あま市地域福祉計画 ■

序章 ～第1次計画の進捗状況～

1. 第1次あま市地域福祉計画概要

本市においては、平成26（2014）年3月に、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度の5年を期間とする「あま市地域福祉計画」を策定しました。



2. 第1次あま市地域福祉計画の取り組み

(1) 第1次あま市地域福祉計画の取り組み

基本目標1 互いに支え合うきずなづくり

地域福祉を進めるために、普段からの隣近所や住民同士のつながりを重視し、市民だれもがふれあえる場づくり、地域コミュニティの形成・強化の支援、ボランティア活動の推進を目標として取り組んできました。しかしながら、行事への参加者が減少傾向にあること、自治会での役員の引き受け手がないこと等それぞれの地域で何らかの課題を抱えています。従来の地縁による地域のつながりの希薄化は進んでいると言えます。

一方、新たな動きとして、地域活動としてふれあい・いきいきサロンは活発に活動していたり、市民活動祭・あま市ボランティアフェスティバル「あまのわ」では多くの市民が参加し盛り上がりを見せたりしています。このように、地域への参加の形が変わってきており、何らかの形で参加したい時に市民がいつでも地域活動に参画しやすい環境づくりを整えていく必要があります。

ひとり暮らし高齢者等支援の必要な人はますます増加することが見込まれており、地域での支え合うきずなづくりは現在においても喫緊の課題となります。地域で支援の必要な人に対して、地域で何ができるかを考え、主体的な行動を促す啓発を進めていく必要があります。

基本目標2 地域力を高めるためのしくみづくり

地域力を高めるために、地域福祉の人材育成や地域活動の活性化、必要な情報提供等を目標として取り組んできました。

地域活動やボランティア等に熱心な人の活動は増えており、一部地域では老人クラブによる見守り活動等地域力の向上がみられますが、全体的な地域力の向上のしくみづくりまでには至っていません。

現在、地域におけるしくみの一つとして地域活動をされている住民同士の話合いの場とある「協議体」が市内の旧町単位の枠組みで立ち上がっており、地域力向上の核として動き出しつつあります。こうした活動を地域の皆さんに知っていただき、参加につながるよう、行政や社会福祉協議会、関係団体、地域活動者等が連携して取り組んでいく必要があります。

活動取り組みの様子

【写真】

活動取り組みの様子

【写真】

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

本市では、いつまでも安心して暮らせるまちづくりのために、高齢者・障がいのある人等誰もが地域で安全・安心して暮らせる環境づくりを目標とし、地域福祉に関わる部署との横のつながり強化等包括的な体制づくりに取り組んできました。

第2次計画策定における市民アンケートでも、市が特に力を入れて取り組むべき福祉施策として「高齢者や障がい者等が安心して暮らせる在宅福祉施策」「街のバリアフリー化」「健康の保持・増進を図る健康づくり」等地域で安心して暮らせる環境づくりが強く求められています。

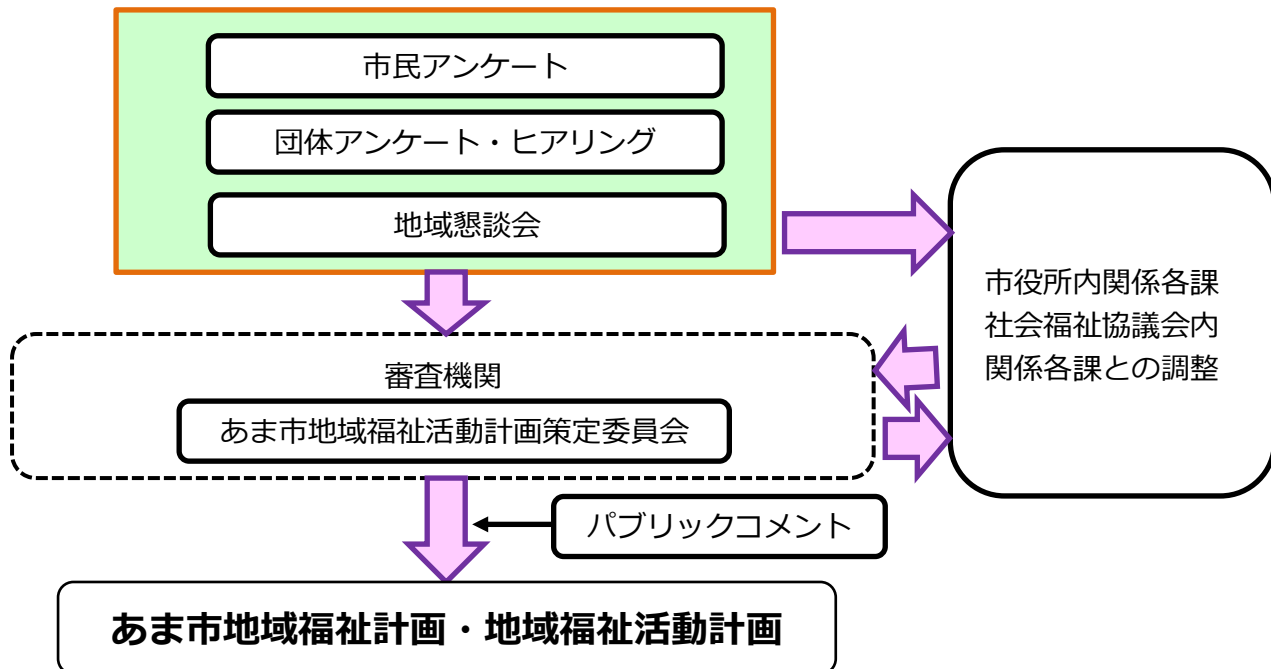
こうした結果を受けて、地域福祉に関わる部署が連携して安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、生活困窮者への支援については、生活に困っている方の早期支援と自立促進を図るため、自立支援に関する相談や就労の支援、支援計画の決定及び制度間の調整を行ってきました。相談が必要にもかかわらず、相談に来られない人に対して自宅へ訪問する等積極的なアウトリーチを行っており、今後も相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

第1章 第2次計画の策定背景

1. 計画の策定体制

本市が抱える地域課題の現状を把握する目的で下記の取り組みを実施しました。



■市民参画の状況

区分	概要
市民アンケート	市内在住の18歳以上の市民から3,000人を抽出し、地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方について、市民の意見や要望等を聞くことを目的に実施しました。
団体アンケート及び団体ヒアリング調査	地域で活動する27組織団体に、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方等を聞くことを目的に実施しました。また、ご協力いただいた5団体に対しヒアリング調査も実施しました。
地域懇談会の実施	地域における日常生活上の課題や、課題についての解決するアイデアについて住民同士で話し合うことを目的に「地域懇談会」を全3回開催しました。

■策定委員会の設置

保健・医療、社会福祉、高齢福祉、児童福祉、教育関係の代表者及び学識経験者等で構成される「あま市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本計画策定において協議を行いました。

■パブリックコメントの実施

市の広報・ホームページにより、計画策定にあたってのご意見及び情報を広く市民から募集しました。

2. あま市における地域課題

アンケート調査及び地域懇談会の実施等により把握した、本市が抱える地域課題の現状について大きく4つの課題としてまとめました。

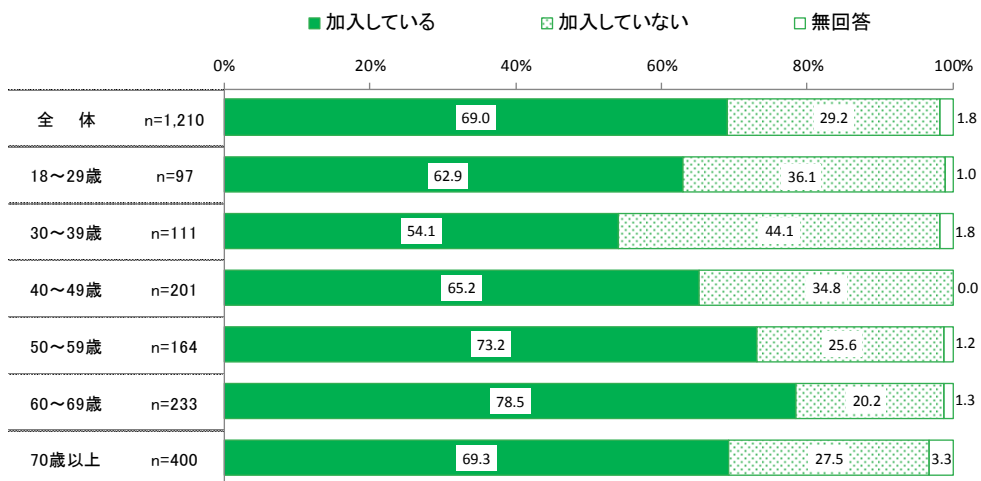
(1) 地域とのかかわりに関する課題

- ① 自治会への加入率の低下や地域活動・行事への参加の少なさから、近所付き合いも地域でのつながりでも希薄化が否めない。
- ② 地域活動の担い手不足や後継者問題も含め、今あるつながりの維持、また新たなつながりを地域住民が主役となって築いていく必要がある。

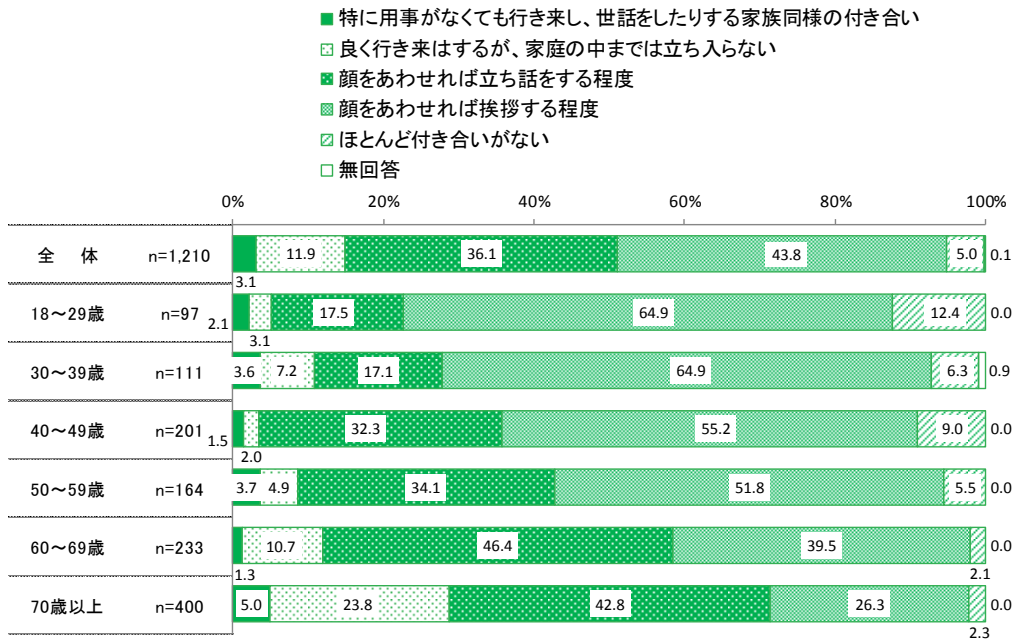
アンケートから見たこと

- ◆30～39歳の子育て世代で自治会への加入率が低い。
- ◆近所付き合いは、年齢が下がるにつれて、顔を合わせれば挨拶する程度。
- ◆地域活動でいずれの活動にも参加していない人も約3割いる。

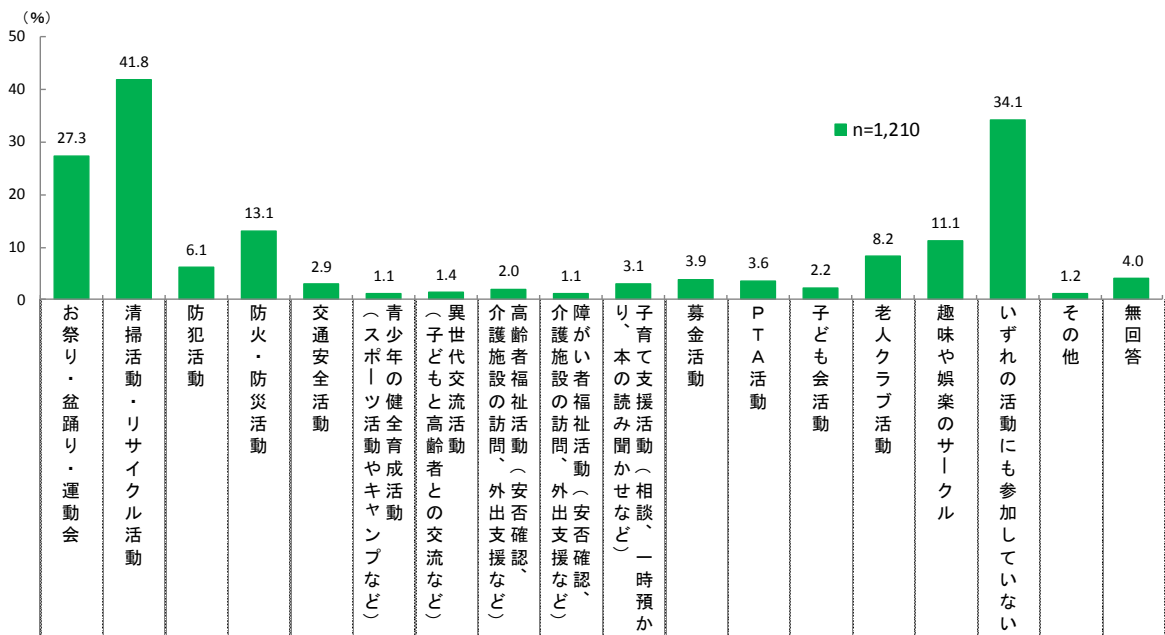
① 自治会の加入状況について



②近所付き合いの状況について



③地域活動・行事への参加状況について



地域懇談会からの声

- ◆地域の皆さんの意見を聞く機会を増やし、それを住民の皆さんに届けて、皆さんで共有できる方法がある。
- ◆町内会に入る人が少なく、また退会する世帯も多い。役員を引き受ける方がいない。
- ◆全世帯の町内会参加への推進
- ◆誰もが気軽に立ち寄ることができる、居場所づくり（集いの場）が必要です。
- ◆地域で収穫した農作物を交通の便の良い所で販売する、食に関するイベントを企画する。
- ◆新しいコミュニティづくり。趣味やスポーツ、共通の目的を持った団体やサークルを通じて、地域活動に係わりを持つ機会をつくる。
- ◆地域の行事への参加を増やすため、日頃から隣近所と声をかけあう。
- ◆子ども達とふれあう祭り等のイベントを継続して実施する。
- ◆3世代交流して子ども会行事の運営を支える。
- ◆地域の方の共助への参加意識の向上を図るため、小中学生の時からボランティア活動へ参加し、将来的な人材育成を図る。
- ◆地域住民で見守りの必要な人の名簿を作成し、担当を決めて定期的に訪問する。
- ◆個人情報の問題があり、自治会・老人会・民生委員が情報共有できない。

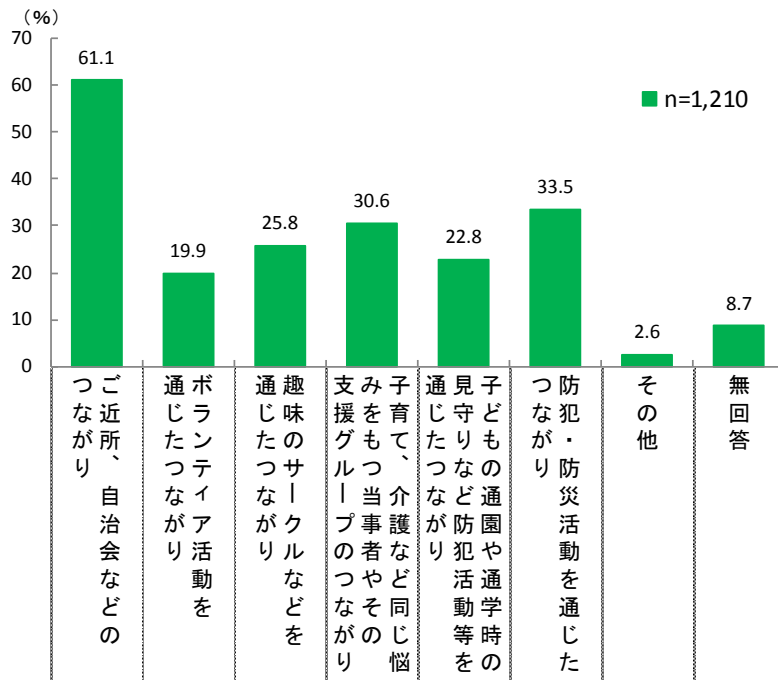
(2) 地域での支え合いに関する課題

- ① 地域での支え合いには地域でのつながりが不可欠であり、住民同士お互いを尊重・理解し合いながら地域での問題は地域で解決していけるつながりづくりが必要である。
- ② 地域住民が優先的に取り組むべき福祉課題、また市が特に力を入れるべき福祉施策としては、高齢者支援や子育て支援といった少子高齢化を反映した問題解決への取り組みである。それには、地域での支え合いと制度上による福祉サービスの充実が必要であり、早急な支援体制づくりを進めていかなければならない。
また、誰もが安心して暮らせる地域づくりにおいて、公共交通機関や街のバリアフリー化といった環境整備も重要である。

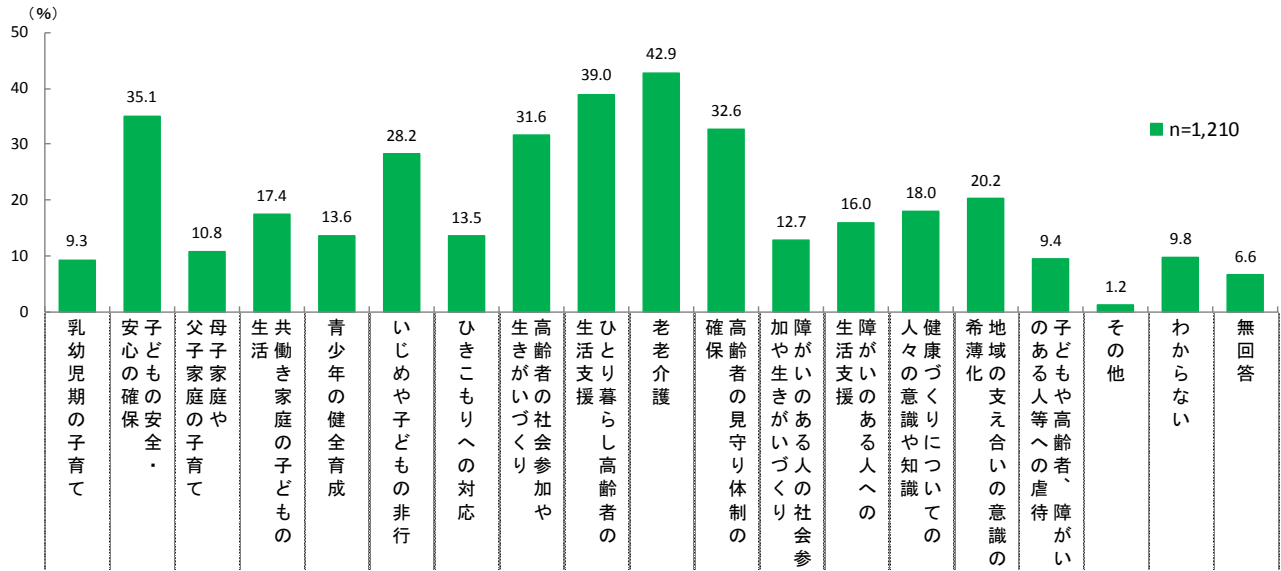
アンケートから見たこと

- ◆地域で必要な支援は60代以上では「安否確認の声掛け」、30代では「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」が多い。
- ◆市が特に力を入れて取り組むべき福祉施策は、「高齢者や障がい者等が安心して暮らせる在宅福祉施策」「円滑な移動のための公共交通機関の整備」、「街のバリアフリー化」等が多い。

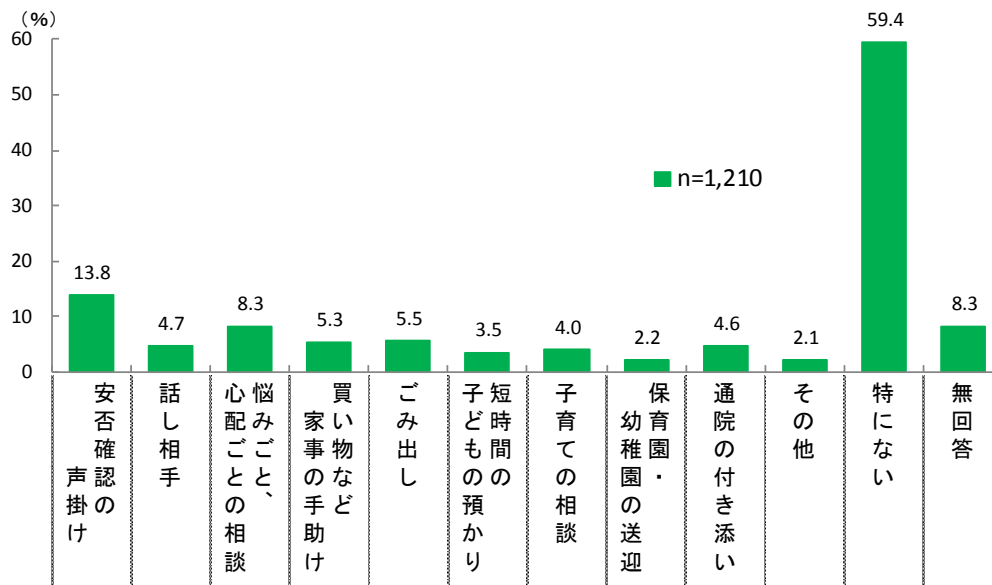
① 支え合いの関係に必要なつながりについて



②地域住民が優先的に取り組むべき課題について



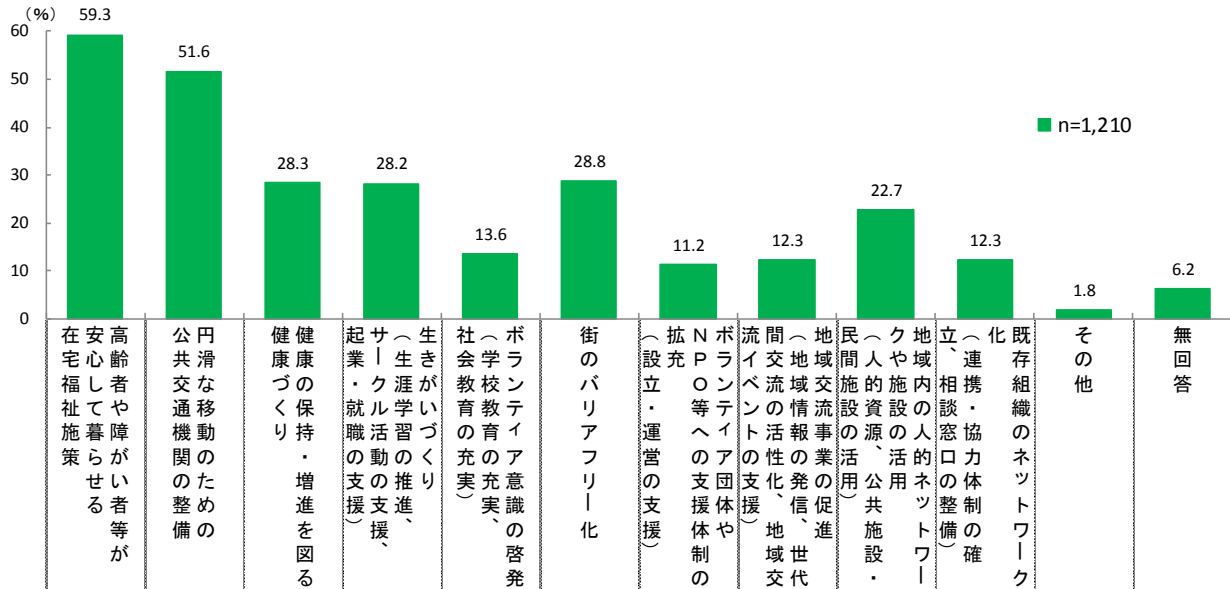
③地域でしてほしい手助けについて



【年齢別】

	調査数	安否確認の声掛け	話し相手	心配ごと、悩みごと、相談	買い物など家事の手助け	ごみ出し	短時間の子ども預かり	子育ての相談	保育園・幼稚園の送迎	通院の付き添い	その他	特になし	無回答
全体	1,210	167	57	100	64	67	42	48	27	56	25	719	100
	100	13.8	4.7	8.3	5.3	5.5	3.5	4.0	2.2	4.6	2.1	59.4	8.3
18～29歳	97	12	3	5	5	5	5	6	4	6	-	69	1
	100	12.4	3.1	5.2	5.2	5.2	5.2	6.2	4.1	6.2	-	71.1	1.0
30～39歳	111	12	2	9	3	3	24	24	13	8	5	48	6
	100	10.8	1.8	8.1	2.7	2.7	21.6	21.6	11.7	7.2	4.5	43.2	5.4
40～49歳	201	24	7	19	8	11	9	11	8	6	6	129	6
	100	11.9	3.5	9.5	4.0	5.5	4.5	5.5	4.0	3.0	3.0	64.2	3.0
50～59歳	164	11	5	13	6	10	3	4	1	6	6	115	5
	100	6.7	3.0	7.9	3.7	6.1	1.8	2.4	0.6	3.7	3.7	70.1	3.0
60～69歳	233	37	12	19	10	6	1	2	1	6	2	158	17
	100	15.9	5.2	8.2	4.3	2.6	0.4	0.9	0.4	2.6	0.9	67.8	7.3
70歳以上	400	71	28	35	32	32	-	1	-	24	6	197	64
	100	17.8	7.0	8.8	8.0	8.0	-	0.3	-	6.0	1.5	49.3	16.0

④市が特に取り組むべき福祉施策について



地域懇談会からの声

- ◆安心して暮らせる町づくりのため、子ども、若者、高齢者、障がい者、母子・父子家庭の方の声を聞く。意見交換の場をつくり、行政や社協も参加する。
- ◆子供たちがボール遊びできる広場、歩道の整備、公共施設のバリアフリー化を。
- ◆ふれあいサロンの充実及び拡大、募集、援助（補助金を！）。特技のある老人の方によるワークショップの開催。子供の居場所づくり（子ども食堂開設等）。子ども 110 番の家を増やす。
- ◆高齢者向けの買い物バス運行か事業者の移動販売を実施する。
- ◆住民の意見やあま市の取り組みを、HPや FM773、SNS といったいろいろなメディアを通して情報発信して欲しい。
- ◆地域福祉に対する相談は、健康、医療、介護、子育て、障がい者支援等幅広いので、これらを一元的に受け付けるワンストップ窓口を設置して、横のネットワークを広げていく。
- ◆学校と地域が一緒になって「学ぶ」。児童の訪問やふれあい活動を受け入れてくれる福祉施設があると良い。多様性の教育の充実「みんなちがって、みんないい。」

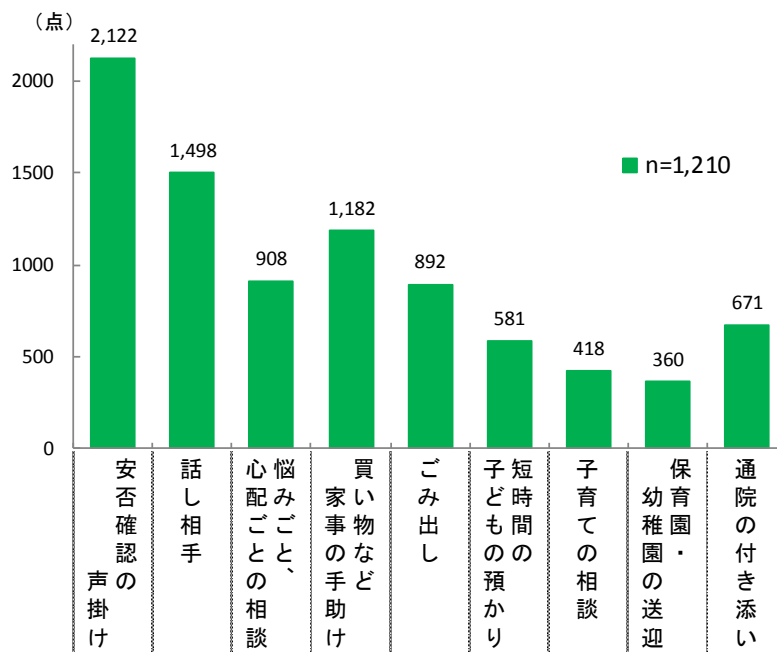
(3) ボランティア活動の課題

- ① 地域における支え合いの環境をつくるにあたって、ボランティアの力は欠かせないものであるが、ボランティア参加率では約3割にとどまっており、住民の主体的な参加の呼び掛けや負担の少ないかたちでの参加など、参加率向上となる方策についてボランティアセンター運営委員会による協議を活性化していく必要がある。
- ② ボランティア登録数、登録団体を増やすためには、ボランティア講座等による養成後の活動への“つなぎ”の部分で、活動に関する広報、コーディネーターによる支援体制を確立させる必要がある。

アンケートから見たこと

- ◆今後行なってみたい地域活動では「安否確認の声掛け」が最も多く、次いで「話し相手」や「買い物など家事の手助け」となっており、ニーズのマッチング体制を確立させる必要がある。
- ◆ボランティア活動の参加は約3割の参加にとどまっている。「仕事や学業が忙しく時間がない」という理由が多い。「参加するきっかけがない」は特に60代でみられる。
- ◆ボランティア活動に積極的に参加する上で必要なことは「時間的に負担の少ない活動」が最も多く、特に50代以上が多い。
- ◆ボランティア育成、福祉の担い手づくりも含めた環境づくりや積極的な支援が課題である。

① 今後行ってみたい地域活動について

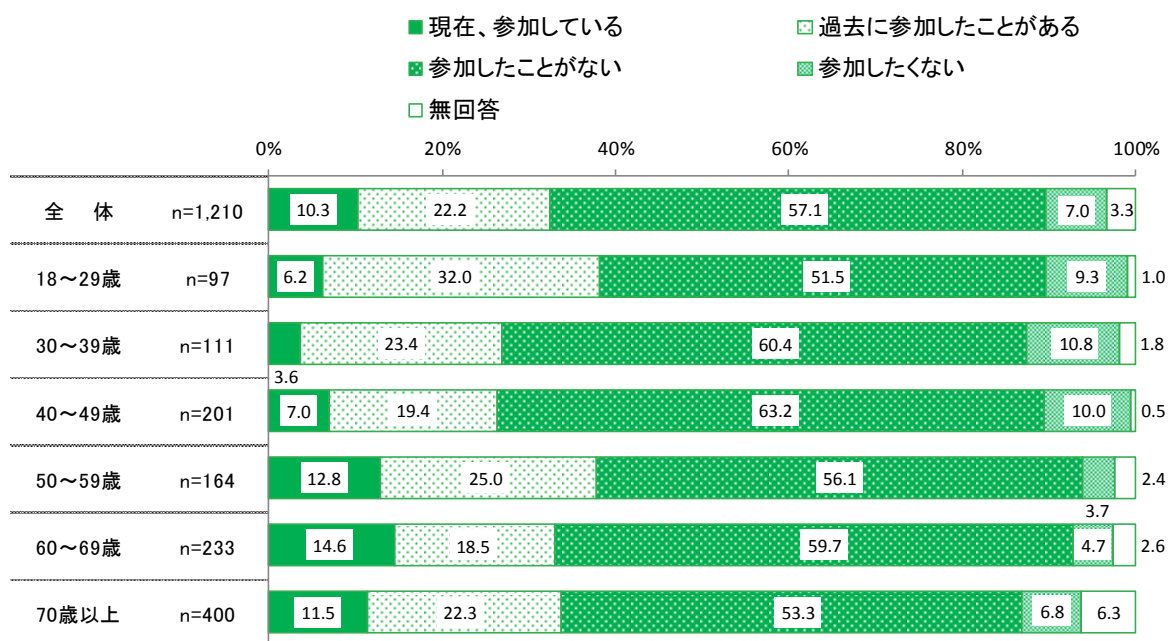


※1 番目に興味のある項目を5点、2番目を4点、3番目を3点、4番目を2点、5番目を1点として集計

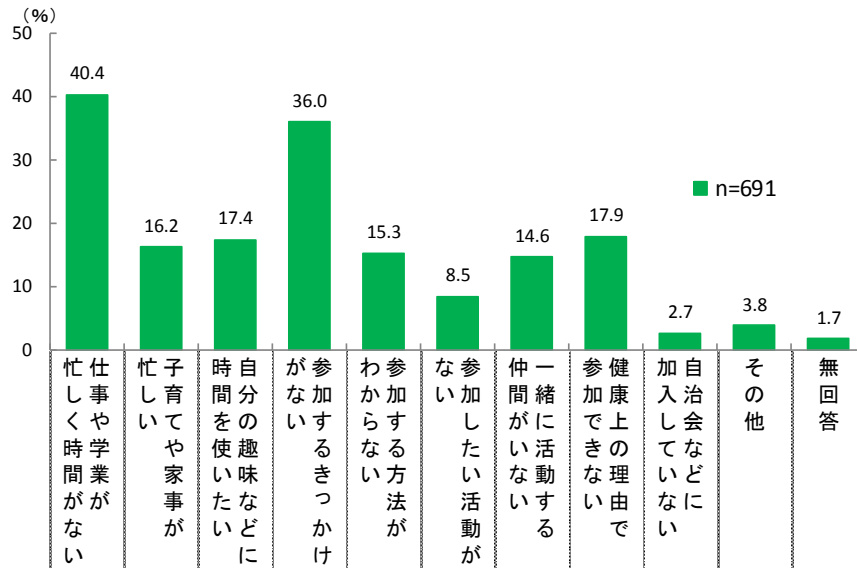
【年齢別】

	調査数	安否確認の 声掛け	話し相手	悩みごと、 心配ごとの相談	買い物など 家事の手助け	ごみ出し	短時間の 子どもの預かり	子育ての相談	保育園・ 幼稚園の送迎	通院の付き添い
合計	1210	2122	1498	908	1182	892	581	418	360	671
18～29歳	97	133	149	79	128	91	140	43	68	70
30～39歳	111	108	107	102	94	61	113	99	62	46
40～49歳	201	414	238	151	203	177	101	100	84	134
50～59歳	164	305	196	144	204	134	78	75	51	113
60～69歳	233	542	373	171	297	246	102	71	61	151
70歳以上	400	606	424	258	256	181	44	30	34	151

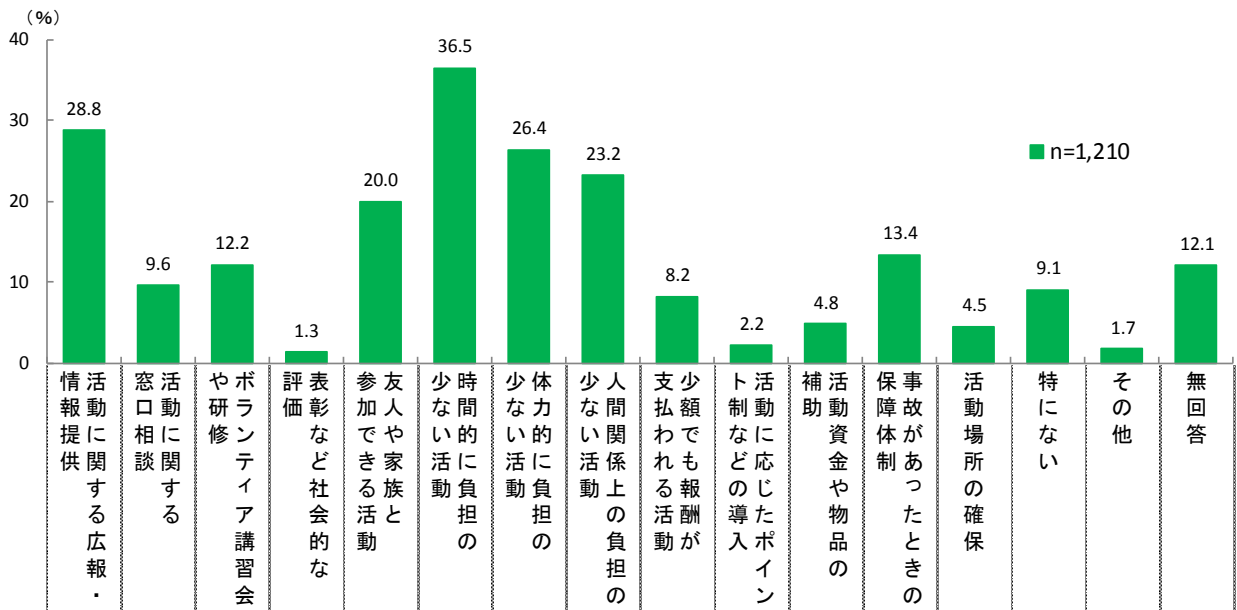
② ボランティア活動への参加状況について



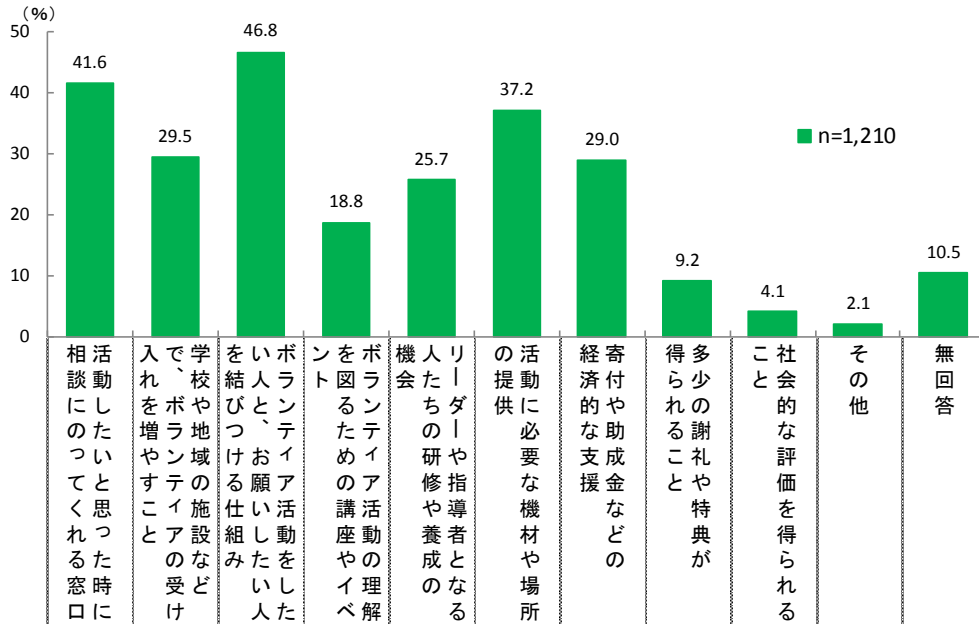
③ ボランティア活動への不参加理由について



④ ボランティア活動へ積極的に参加する上で必要なことについて



⑤地域活動をするうえで行政にしてほしいことについて



「地域懇談会からの声」

- ◆「家事」の部分で有償ボランティアの活用。
- ◆地域でボランティア活動を行うとあま市で使用できるポイントをもらえると良い。
- ◆高齢者がもっとボランティア活動がしやすいような情報発信、登録方法を考える。
- ◆ちょっとした手助けをするボランティアも登録し、必要な時にコーディネートできるようにする。

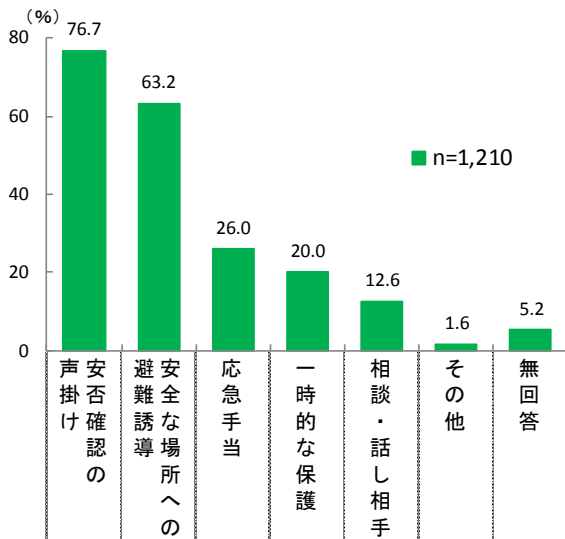
(4) 災害時における活動の課題

- ① 地域における自主防災会が中心となって、日頃からの近所関係づくりや支援が必要な人の把握も含めた防災への取り組みを通し災害時に支え合う体制づくりを行政や関係機関等も連携して進めていく必要がある。
- ② 災害時における避難場所や避難方法等、住民一人ひとりが把握、認識できるように情報発信や周知に努めることが重要である。

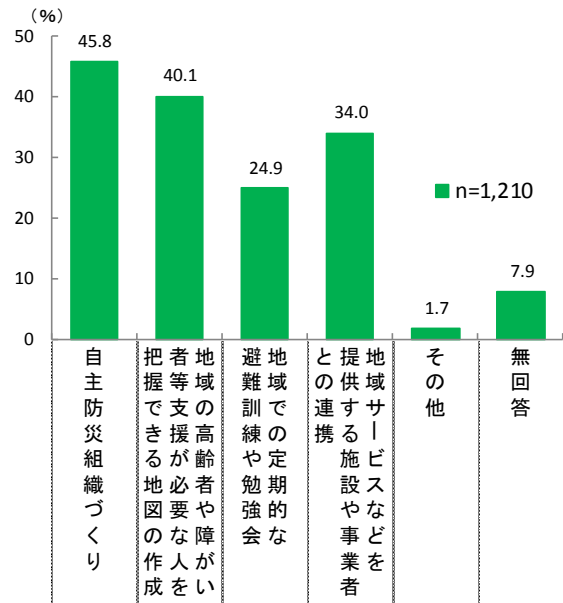
アンケートから見たこと

- ◆災害時に隣近所にしてほしい支援として、「安否確認の声掛け」「安全な場所への避難誘導」が多く、普段からの近所付き合いが重要となる。
- ◆災害時に支え合う地域づくりとして、「自主防災組織づくり」が最も多い。
- ◆災害時に希望する情報収集の方法としては、「直接の声かけ」を望む声が多い。

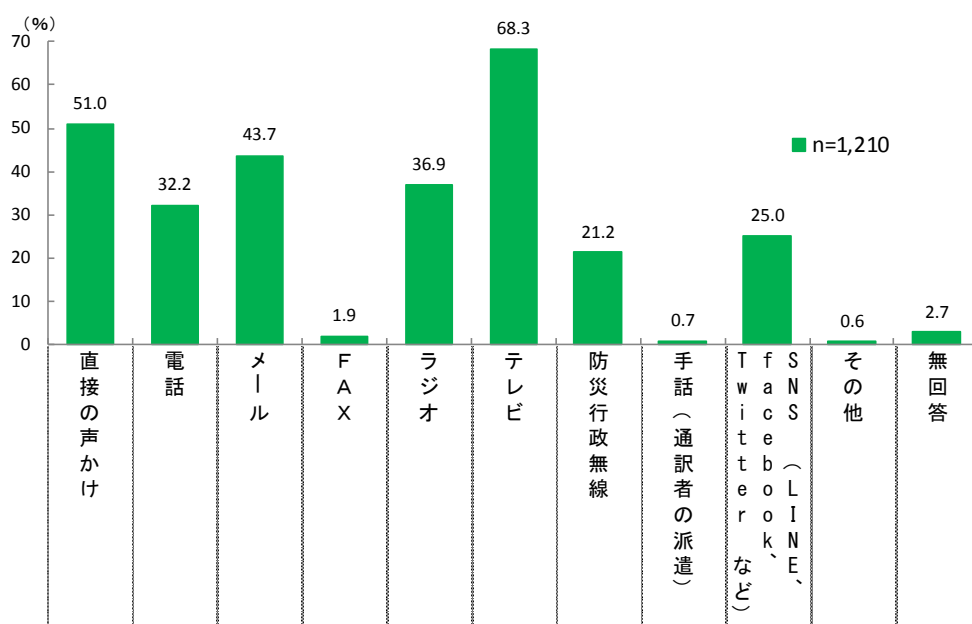
① 災害時に隣近所にしてほしい支援について



② 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なことについて



③災害時に希望する情報収集方法について



地域懇談会からの声

- ◆障がい者、高齢者という括りでなく、助けの必要な人の名簿を町内会で作成、担当を決めて支援する。
- ◆災害時の避難方法や救出のルールを作り、災害が起こる前に地域で対策を決めておく。
- ◆災害対策・災害時の情報がほしい！！
- ◆サロンにて防災講座をやる。地域での防災訓練に参加を促す。
- ◆空家、廃屋が災害時に危険である。

3. 計画策定の目的

本市が抱える地域課題を解決していくためには、行政による福祉サービスだけではもはや対応できず、地域における課題として地域住民が主体となって取り組むことが必要です。

本市では、「地域福祉」を「地域みんなが安心して暮らせるために、地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと」と定義し、第1次計画の見直しも踏まえ、新たに第2次計画を策定します。

■あま市における「地域福祉」の定義

地域みんなが安心して暮らすために、地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと

第2章 第2次計画の概要

1. 計画の性格

(1) 国の動向

わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきており、地域社会の存続への危機感が生まれています。そこで、この危機を乗り越えるべく策のひとつとして、「地域共生社会」の実現が求められており、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）における「地域福祉の推進」でその実現への取組みを推進しています。

■ 地域共生社会

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会

■ 地域福祉の推進（社会福祉法第4条第1項）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、地域福祉の推進に当たっては、「我が事・丸ごと」による包括的支援の体制整備も求められています。

■ 我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制

(2) 県の動向

- 「あいち健康福祉ビジョン」の策定（平成23年6月）

福祉分野と医療分野の連携を含めた健康福祉全体の方向性を示しています。

- 「あいち健康福祉ビジョン2020」の策定

平成28年度から平成32年度の5年を期間とし、地域福祉支援計画（社会福祉法108条）と位置付けています。

○あいち健康福祉ビジョン 2020（地域福祉に関する施策部分の抜粋）

「Ⅴ. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり～ともに支え合う社会をめざして～」

課題	施策の方向性と主要な取組
1.誰もが社会の一員として暮らせる社会づくり	人権意識の高揚/ノーマライゼーションの理念の普及/生活困窮者への自立支援/外国人への対応/安心して暮らせる環境の整備
2.ともに支え合う地域づくり	多様な主体の連携・協働による支え合いの場づくりの推進/災害時要配慮者支援体制の整備
3.地域を支える人材の育成	地域を支える人材の育成・元気な高齢者の地域活動への参加促進/地域の相談支援活動を行う人材の育成

（３）本計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

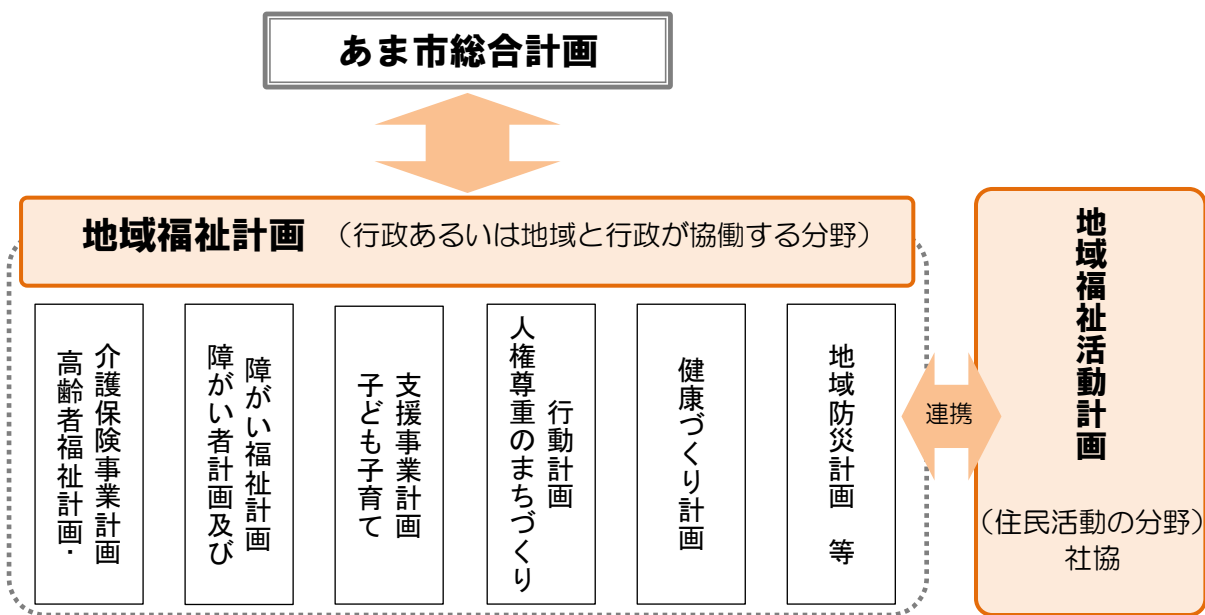
《根拠法令・計画の性格》

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法（根拠）	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間が協働して取り組む行動計画
計画の策定主体	地域住民等の参加を得て 行政が策定	地域住民や地域の福祉活動団体及び機関の主体的参加を得て、市町村社会福祉協議会が策定

（４）計画の位置づけ

改正社会福祉法により、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉分野計画の上位計画として位置付けられたことから、本計画では市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもからお年寄り、障がいのある人ない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題を解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。また、市社協が策定する第 2 次あま市地域福祉活動計画とも整合を図り、相互に連携した計画とします。

《総合計画及び個別計画との関係》



※国の関連計画：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）
 ※県の関連計画：「愛知県地域福祉支援計画（あいち健康福祉ビジョン 2020）」（平成 28 年度～）
 ※関連する法律：「生活困窮者自立支援法」（平成 27 年 4 月施行）
 ：「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）

(5) 計画の期間

本計画は、平成 2019 年度から 2023 年度までの 5 か年の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。また、同時に策定する市成年後見制度利用促進基本計画との整合を図ります。

《計画期間》

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第2次地域福祉計画									
			見直し	第3次地域福祉計画					

2. 基本理念

計画策定の目的である、地域で福祉課題を解決していくためには住民各々が役割を持ち、主体となって「我が事」として参画し、市については縦割りの支援ではなく包括的な連携により「丸ごと」つながることで、人と人、人と資源が世代や分野を超えて住民一人ひとりが安心して共生できる「地域共生社会」の実現を目指すことが必要です。

本市では、この「地域共生社会」の実現に向けて、福祉の支援の必要な人を中心とした「福祉コミュニティ」づくりに主眼を置いた「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を本計画の基本理念とします。

《基本理念》

あまでつくる 新たな福祉コミュニティ

○地域包括ケアシステムとの整合

福祉コミュニティづくりにあたっては、全庁的な取り組みである地域包括ケアシステム※と整合性を図り、地域包括ケアシステムの日常生活圏域※（あま市全域）を福祉コミュニティの範囲と位置付けます。

また、地域コミュニティは、身近な自治会・町内会の範囲とします。

※地域包括ケアシステム：医療、介護、住まい、介護予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制

※日常生活圏域：おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される範囲

■各計画におけるエリアの設定

地域の範囲	地域福祉計画	介護保険事業計画
あま市全域	福祉コミュニティ	日常生活圏域
自治会・町内会	地域コミュニティ	

(1) 地域コミュニティの考え方

○地域コミュニティ：

本計画では、「地域の中で生じる課題を地域住民による支え合いにより解決するつながりの場」とします。

地域コミュニティの範囲は、身近な「自治会・町内会」を想定しています。

《地域コミュニティのイメージ》

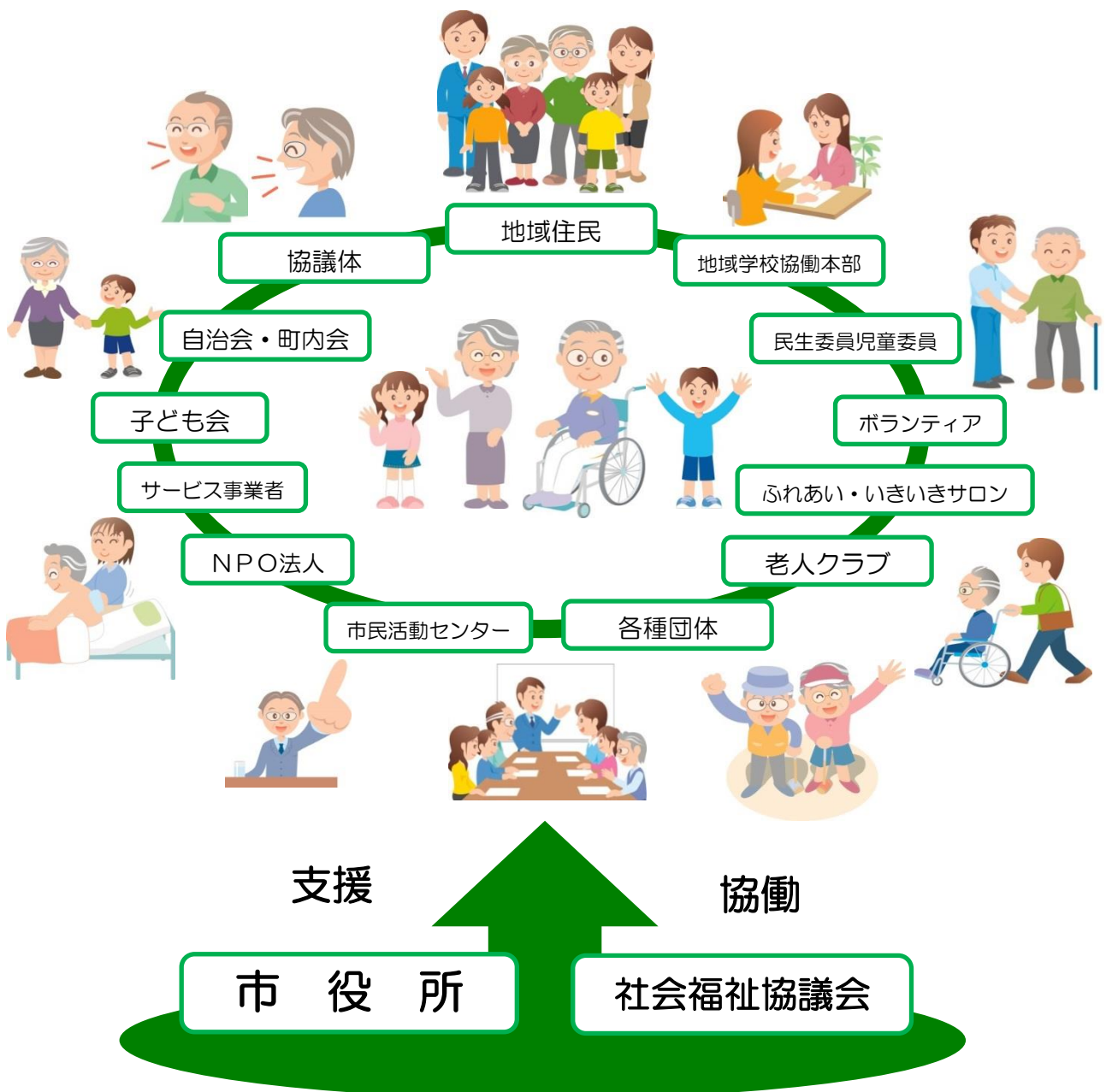


(2) 福祉コミュニティの考え方

○福祉コミュニティ：

- ・本計画では、「地域の中で生じる福祉課題について、地域住民、関係機関、事業者等との包括的な連携支援によって解決していく仕組みを持つ地域社会」とします。
- ・「支える人」「支えられる人」は、支援を通じて時と場合で役割が入れ替わるため、「お互い様」という、支援が必要な人を中心に据える支えあいの関係づくりが重要となります。
- ・福祉コミュニティの大きさは「あま市全域」を想定しています。

《福祉コミュニティのイメージ》



3. 基本方針

本計画の基本方針を、「地域コミュニティ参加への理解」、「福祉コミュニティの構築」、「福祉コミュニティの充実」の3つとし、基本方針のもとに関連する基本目標を設定します。

1 地域コミュニティ参加への理解

～今こそ地域コミュニティが必要です～

地域福祉を推進する上の大きな課題として、地域コミュニティの弱体化があります。

本市においても、自治会への加入率の低下や地縁団体における役員の高齢化が進む等、地域でのつながりが薄れてきているのが現状です。少子高齢化を背景にひとり暮らし高齢者の孤独死、地域での子育て力の低下、災害時の地域防災機能の低下等地域が抱える課題は山積しています。

こうした状況を打開するためにも、地域コミュニティの必要性とそこへの参加を住民に訴えていくことが重要となります。また、地域住民の思いやりや支えあいへの理解を深めるためにも、人権尊重の意識啓発、人権教育等の充実を図り、地域コミュニティづくりを促進していきます。

2 福祉コミュニティの構築

～地域みんなが主役です。みんなで作っていきましょう～

「地域共生社会」では、支援を受ける人も支援をする人も含めて地域のあらゆる住民が役割を持つことが求められています。

こうした考え方に基づき、「地域みんなが主役です。みんなで作っていきましょう」を合言葉に、一人でも多くの人が主体的に地域で活動できる環境をつくと同時に、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、地域の団体・組織等が生活支援において連携し協力する福祉コミュニティづくりを進めていきます。

3 福祉コミュニティの充実

～みんなが安心して暮らせる地域にしましょう～

0歳からの一生涯を安心して暮らせる「地域共生社会」としていくためには、福祉コミュニティを充実させていくことが必要です。そのため、地域、行政、関係機関等が連携して包括的に支える体制づくりを進めていきます。

4. 目標

基本理念	基本方針	基本目標
あまでつくる 新たな福祉コミュニティ	1.地域コミュニティ参加への理解 ～今こそ地域コミュニティが必要です～	1. 人権の尊重を推進する
		2. 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る
	2.福祉コミュニティの構築 ～地域みんなが主役です。 みんなでつくりましょう～	1. 地域での連携・協力体制を構築する【重点施策 1】
		2. 担い手をつくる・増やす【重点施策 2、重点施策 3】
		3. 情報の共有・周知を図る
	3.福祉コミュニティの充実 ～みんなが安心して暮らせる 地域にしましょう～	1. 生活環境の充実を図る
		2. 地域の包括的な支援の充実を図る【重点施策 4】
		3. 防災への取り組みを推進する【重点施策 5】

重点施策

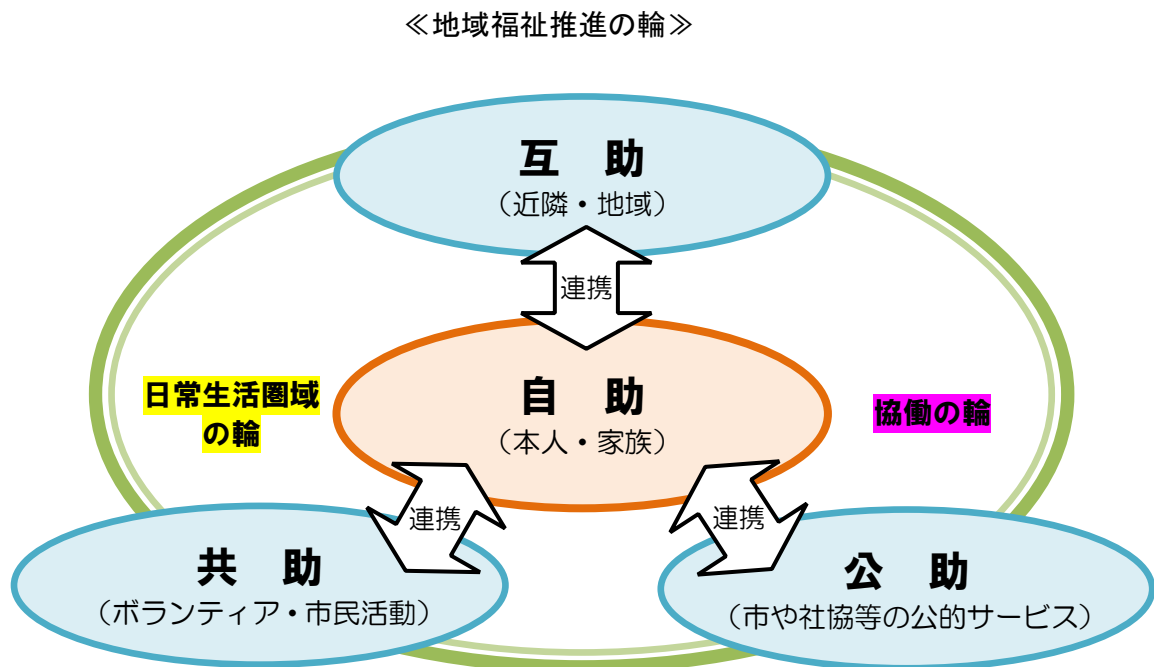
1. 地域の交流拠点づくりの推進
2. 活動の担い手の育成・増加
3. ボランティア活動の推進体制整備
4. 福祉総合相談窓口の設置
5. 災害時の支援体制の整備

5. 計画の担い手と推進体制

地域住民が主体となって地域で福祉課題を解決していくためには、それぞれの役割を担い連携しながら一体となって推進していく体制が必要です。

本計画における役割を次のとおり示します。

- ◆「自助（じじょ）」：本人や家族で解決を図る
- ◆「互助（ごじょ）」：本人と近隣や地域の中で力を合わせて解決を図る
- ◆「共助（きょうじょ）」：本人とボランティアや市民活動で解決を図る
- ◆「公助（こうじょ）」：本人と市や社協等の公的サービスを活用して解決を図る



第3章 第2次計画の施策

1. 計画の内容

★基本方針 1. 地域コミュニティ参加への理解

基本目標	(1) 人権の尊重を推進する (2) 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る
-------------	--

(1) 人権の尊重を推進する

(施策の方向)

本市では、2011年に「あま市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、2012年には、「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定する等、各分野における人権尊重の取り組みを進めてきました。

地域コミュニティへの参加を促進するためには、市民一人ひとりの人権が尊重される社会であることが基本であり、市民に対しては、人権を大切にする豊かな感性、思いやりにあふれた高い人権意識を持つことが求められます。

そのため、人権に係る広報・啓発、人権教育等により地域で思いやり支えあう意識を高め、誰もが地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めていきます。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の周知や、高齢者、障がい者、子ども等あらゆる人に対する虐待防止といった面からも人権尊重への理解を図る取り組みを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助(本人・家族)	人権の大切さについて理解しましょう。 一人で悩まず、まわりの人に話したり、相談窓口を利用したりしましょう。
互助(近隣・地域)	住民同士お互いを思いやり、支えあいましょう。
共助(ボランティア・市民活動)	様々な個性を持った人との交流の場に参加し、相互に理解しあう機会をもちましょう。
公助(市や社協の公的サービス)	人権に関する講演会等を開催し、啓発に努めます。 虐待防止に関するネットワークづくりを進めます。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報誌や啓発パンフレット、ホームページ、講演会等を通じて啓発していきます。	人権推進課
②	人権教育・啓発の推進	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権推進課
③	福祉教育の推進	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。 社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取り組みを支援します。	学校教育課 社会福祉課
④	障がい者の特性についての周知・啓発	障がいの特性について、広報誌やホームページで周知し、理解を深めます。	社会福祉課
⑤	障がい者差別解消法の周知・啓発	障がい者への差別解消の取り組みとして、市民に対して広報誌、ホームページでの障がい者差別解消法の周知や海部東部障害者総合支援協議会による講演会等の啓発活動を行っています。 市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施していきます。	社会福祉課
⑥	認知症高齢者等支援の必要な高齢者への理解	認知症高齢者支援の取り組みとして、認知症サポーター養成講座を定期的を開催し、認知症に対する正しい知識の普及や認知症高齢者と家族への支援、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めていきます。	高齢福祉課
⑦	虐待防止への体制整備	虐待予防・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行い、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティーネットの構築を図ります。	高齢福祉課 子育て支援課 社会福祉課 健康推進課 学校教育課 人権推進課

人権ふれあいセンター 写真

(2) 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る

(施策の方向)

本市での自治会への加入率は地区で差があり、全般的に低くなっています。市民アンケートでは、近所付き合いについて、「顔をあわせれば挨拶する程度」が約4割と最も多く、近所付き合いの希薄化がうかがえます。特に20代、30代がその傾向が強くなっています。

こうした地域のつながりの希薄化は、地域コミュニティの弱体化のシグナルであり、ひとり暮らし高齢者の孤独死、地域での子育て力の低下、災害時の地域防災機能の低下等危機的状況を引き起こしかねません。

本市では「地域福祉」を「地域みんなが安心して暮らせるために、地域みんなで福祉課題の解決に取り組むこと」と定義していますが、基本理念で掲げているように、福祉コミュニティはあくまで地域コミュニティのつながりが前提であると考えられます。

そのため、地域コミュニティ参加への重要性を理解していただくように様々な媒体を使って周知・啓発を行い、一人でも多くの人の身近な地域活動や行事への参加を促進していきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	地域コミュニティ参加の重要性を理解しましょう。 自治会に加入し、地域活動に参加しましょう。
互助（近隣・地域）	地域の祭り等の行事を大切にしましょう。 町内の行事等のイベントを工夫して、参加者を増やしましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	ふれあい・いきいきサロン等地域の活動に参加しましょう。 ボランティア等地域で活動する人の横のつながりをつくりましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	コミュニティ参加の重要性を様々な媒体で周知します。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報やホームページ、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、地域共生社会の意義等を周知していきます。	社会福祉課
②	地域活動や行事への参加促進	地域のふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭「あまのわ」等イベントを通じて、地域活動の周知し、参加を促進していきます。	高齢福祉課 企画政策課

★基本方針 2. 福祉コミュニティの構築

基本目標

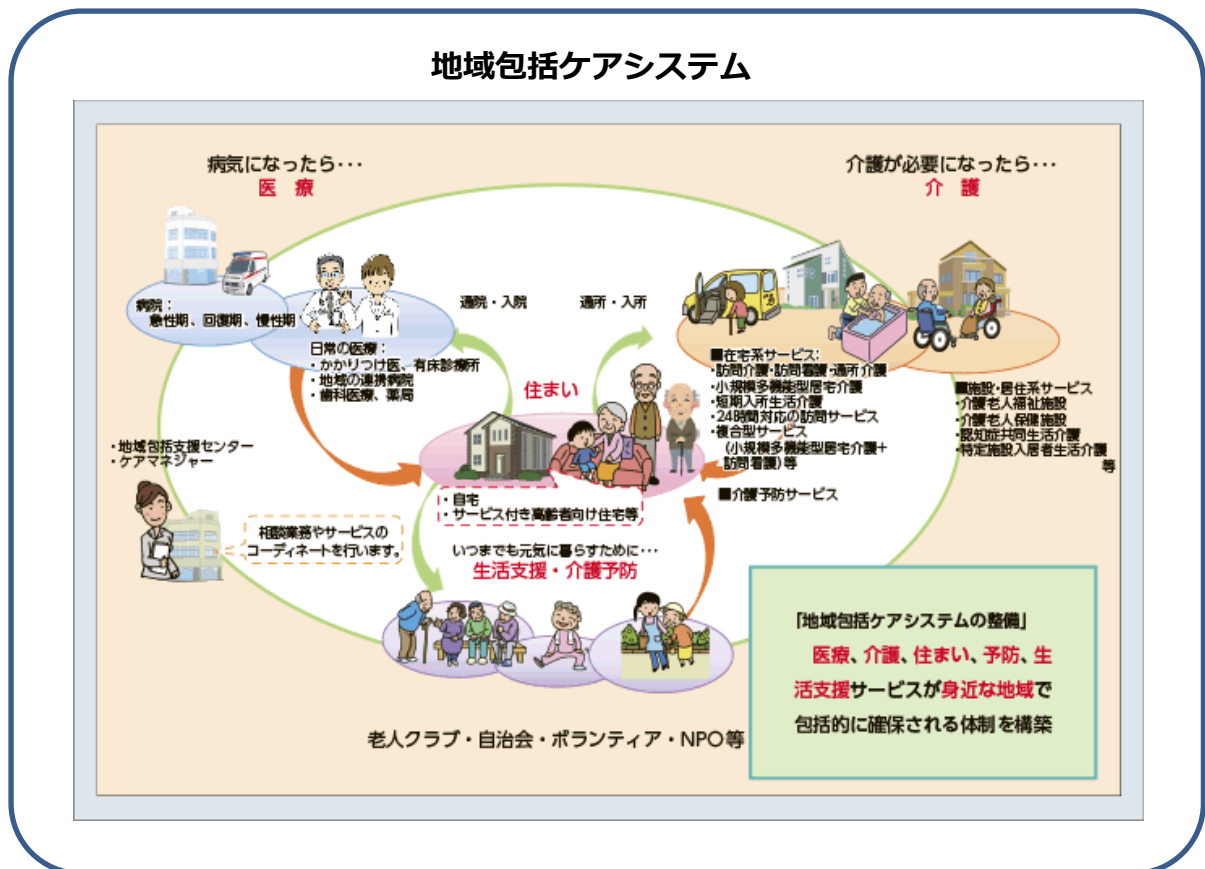
- (1) 地域での連携・協力体制を構築する
- (2) 担い手をつくる・増やす
- (3) 情報の共有・周知を図る

(1) 地域での連携・協力体制を構築する

(施策の方向)

地域では、自治会や町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO 法人等による様々な活動が行われています。地域で抱える様々な課題解決を図る福祉コミュニティには、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防や防災・防犯までが包括的に確保される連携・協力体制、すなわち地域包括ケアシステム（下図）の構築が不可欠です。

本計画においては特に、「生活支援」の部分を確認させるために、システムにおいて調整役となるコーディネーターを配置し、市社協と連携しながら福祉コミュニティの構築へつなげていきます。



【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	自治会に加入し、地域活動に参加しましょう。 地域の各団体の活動内容について興味を持ちましょう。 福祉に対して興味・関心をもち、障がいについて理解を深めましょう。
互助（近隣・地域）	回覧板等で常に地域活動に対する意識を持ちましょう。 ご近所同士お互いを気にかけて、日頃から声を掛け合いましょう。 隣近所の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	サークルや趣味の会、ボランティア活動等を通じて、多様なつながりをつくりましょう。 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域へ発信しましょう。 民生委員・児童委員、地域のボランティア等を中心とした見守り活動を地域に広げていきましょう。 福祉・保健サービスの制度への認識を深め、必要な人へ情報提供しましょう。 日頃から声掛けや見守りをしましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	地域の各団体の活動の充実を支援し、連携を強化します。 生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 福祉に関する学習会等を開催し、啓発に努めます。 生活に困っている人が相談できる窓口があることを周知します。 防犯灯や避難場所の案内板等の設備を整備します。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は、公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として活動しています。平成30年4月から地域包括支援センター事業を市より受託し、高齢者等に対する相談・支援を行っています。その他、高齢福祉、障がい福祉等市の様々な事業を受託し、今後より緊密な連携をはかるため、調整会議を実施していきます。	社会福祉課
②	民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員、児童委員の活動を支援するため、住民の多様な相談内容に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	社会福祉課
③	NPO団体・民間事業所等の連携推進	市で活動しているNPOや団体、市民ボランティア等の活動充実に向けた支援をするために子育て支援団体のネットワーク会議を行ない情報共有や意見交換を行っています。	子育て支援課

④	地域の見守りネットワークの確立	<p>安心支え合いネットワーク事業(社会福祉協議会)では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア(支え合いネット員)が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業の体制の充実を図ります。</p> <p>また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店等「あま市高齢者地域見守り協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今年度も薬局・ドラッグストア等ネットワークを拡大しています。民間事業者等の連携を進め、今後は市内の喫茶店等を対象に広げてネットワークの充実を図っていきます。</p>	社会福祉課 高齢福祉課
⑤	地域包括ケアシステムの構築	<p>地域ケアシステムの構築に向けて、NPO、ボランティア、民間事業者、地域団体等多様な主体と行政が協力・連携を図り、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを進めていきます。</p>	高齢福祉課
⑥	生活支援体制整備事業における協議体の設置と連携推進	<p>高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域に「協議体」を設置し、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化を行っています。</p> <p>地域との連携のカギとなるのは生活支援コーディネーターです。行政とボランティア団体等の橋渡し役であり、生活支援におけるサービス・社会資源の充実と住民主体による体制づくりの啓発活動を担っていきます。</p>	高齢福祉課
⑦	学校と地域の連携推進	<p>「地域学校協働本部(仮称)」と地域コーディネーターが中心となって、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等を実施し、学校と地域の連携を図っていきます。</p> <p>学校を核として、地域の大人と子供が学び合う機会をつくり、地域コミュニティ活性化を担っていきます。</p>	生涯学習課

(2) 担い手をつくる・増やす

(施策の方向)

福祉コミュニティでは、地域で活動している様々な人がその担い手です。この担い手がいなければ、コミュニティそのものも構築することができません。しかし、本市では今、地域においてその後継者を含めた担い手不足が特に深刻な問題となっています。

本計画では、担い手となるボランティアの育成と同時に、窓口の一本化やコーディネートを含めたボランティア活動推進のための体制整備を図り、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	ボランティア活動の重要性を理解し、参加しましょう。自らの持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識しましょう。
互助（近隣・地域）	地域住民同士で日頃から声掛けをし、地域活動への積極的な参加を呼び掛けましょう。地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	地域で活動する団体が地域福祉に対する意識向上に取り組みましょう。老人クラブやふれあい・いきいきサロン等、地域の活動に参加しましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	ボランティアの受け入れ体制での庁内及び市社協との連携を図ります。コミュニティ活動に対する支援、施設の提供をします。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	ボランティア等の人材育成、活動への支援	市社協と連携して、ボランティアの人材育成、活動支援を行っていきます。 本市のボランティア活動の窓口は、現在、社会福祉協議会、あま市市民活動センター（あまterrace）、社会福祉協議会、教育委員会と3つあり、受け入れ側で連携が十分でないため、今後連携し、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。	企画政策課 生涯学習課 社会福祉課
②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等大きな役割を担っています。今後も継続して、住民の多様な相談内容に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	社会福祉課

③	老人クラブ等への支援	老人クラブは現在 129 団体（平成 30 年 4 月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な老人クラブの組織強化と活動の活性化を支援していきます。	高齢福祉課
④	身近な地域における居場所の提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域の方々が気楽に集まれる拠点となる集いの場の提供に向けた検討を進めていきます。 認知症カフェやサロン等既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	高齢福祉課 社会福祉課
⑤	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等の既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点とし、様々な講座や教室等を開催していきます。	人権推進課 生涯学習課

(3) 情報の共有・周知を図る

(施策の方向)

現在はインターネット環境の充実やスマートフォンの普及により、手軽に情報収集し、情報共有できる環境が整ってきましたが、市からの情報は、紙媒体のニーズが根強くあります。こうした現状を踏まえて、全年代に対応するため、より見やすい・わかりやすい市広報や社協だよりの充実を図るとともに、特に若い世代に対しては市ホームページ、市社協と連携した SNS 等の情報発信の充実を図ります。

また、福祉サービスに関する情報が入手できない等という人のためにも、関係窓口での周知もあわせて行っていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	広報や回覧板の利用等、自らが情報を得る努力をしましょう。 最寄りの相談窓口を知るように努めましょう。
互助（近隣・地域）	自治会で情報を提供し、世代を越えた交流の場をつくりましょう。 近隣で見守りが必要な人を把握し、定期的に見守りましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	地域の関連機関や民間企業と連携していきましょう。 集会やイベント等を通じて情報を提供しましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	広報やホームページ、SNS 等で情報を発信していきます。 相談窓口等の充実を図るとともに、市民へ周知します。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	広報・ホームページ等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報やホームページ、SNS（社会福祉協議会）等で情報を発信していきます。	企画政策課 社会福祉課
②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が、利用者自身にあったサービスを選択し、利用できるように情報提供が重要となります。 市の福祉の相談窓口、地域包括支援センターや社協に設置された相談窓口等の充実を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	高齢福祉課 社会福祉課

★基本方針 3. 福祉コミュニティの充実

基本目標	(1) 生活環境の充実を図る (2) 地域の包括的な支援の充実を図る (3) 防災への取り組みを推進する
-------------	--

(1) 生活環境の充実を図る

(施策の方向)

高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちは、すべての人にとって暮らしやすいまちと言えます。そのため、既存施設のバリアフリー化や安全な道路環境の整備といった「ユニバーサルデザイン」への配慮やコミュニティバス等の公共交通機関の利便性の向上や移動手段の確保といった、すべての人が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	身近な道路の気になった点を行政へ連絡しましょう。 迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
互助（近隣・地域）	地域の中にあるバリアフリーニーズを把握しましょう。 日頃から地域行事等の社会参加を心がけましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	道路の清掃活動等で交通環境の維持を図りましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	公共交通政策の方向性を検討し、市民にとってより良い運行を行い、公共交通の充実を図ります。 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	公共交通の充実	現在、高齢者等の移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的としてあま市巡回バスの運行を行っています。市民や学識経験者、一般旅客運送事業者等で構成される地域公共交通会議により、公共交通政策の方向性を検討しています。巡回バスの利用のPRや利用者との座談会等を行い、市民にとってより良い運行を行い、公共交通の充実を図っていきます。	企画政策課
②	福祉有償運送等による移動手段の確保	高齢者や障がい者が気軽に社会参加ができ、様々な交流を深めることができるよう、福祉有償運送等による移動手段の確保を進めます。 社会福祉協議会では、移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施しており、今後も移動支援のニーズの増加を踏まえて、事業を支援していきます。	高齢福祉課
③	既存施設のバリアフリー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備・改善に取り組みます。	都市計画課 土木課
④	安全な道路交通環境の整備推進	高齢者や障がい者、子ども等すべての人が安全で安心して生活が送れるように危険個所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。	都市計画課 土木課

(2) 地域の包括的な支援の充実を図る

(施策の方向)

地域福祉の考え方として、人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育等広範囲に及びますが、従来のように対象となるご本人や世帯を「制度」の枠組みで見のではなく、「暮らし」「仕事」の課題を包括的に支えることが求められています。そのため、福祉に留まらない課題を把握し、地域、行政、関係機関等が連携して、支援の必要な人をみんなで助け合う包括的な支援体制づくりを進めていきます。

また、あま市の自殺者の傾向として、高齢者の割合が多い状況となっています。自殺の原因としては健康問題が多いものの、経済・生活問題といった生活困窮や就労等の社会的要因が指摘されています。自殺問題は個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と捉えられていることから、地域全体でこころの健康づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	福祉に対して興味・関心をもちましょう。 障がいについて理解を深めましょう。 悩み事があったら、身近な人に相談するという意識をもちましょう。 ゲートキーパー(※)養成講座に参加しましょう。
互助（近隣・地域）	日頃から声を掛け合いましょう。 隣近所の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。 ゲートキーパー養成講座を受講し、こころの健康づくりに関するボランティアに参加しましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	民生委員・児童委員、地域のボランティア等を中心とした見守り活動を地域に広げていきましょう。 福祉・保健サービスの制度への認識を深め、必要な人へ情報提供しましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	福祉に関する学習会等を開催し、啓発に努めます。 生活に困っている人が相談できる窓口があることを周知します。 こころの健康づくりに対する相談支援の体制を充実します。

※自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	地域における子育て支援の充実	<p>児童館、子育て支援センター及びつどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し子育ての悩みが気軽にできる体制の充実を図ります。</p> <p>子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っていきます。</p>	子育て支援課
②	認知症高齢者の地域での見守りの充実	<p>地域における認知症高齢者の見守りを促進するために認知症の広報啓発、ボランティアの見守り活動の支援を行います。また、認知症による高齢者の徘徊に対応するため、見守りステッカーの配布や、行方不明になった場合のメール配信による情報提供の依頼について、住民への周知を進めていきます。</p>	高齢福祉課
③	障がい者の地域生活支援の促進	<p>障がい者の地域移行を促進するために、補助制度の周知を進め、グループホームをはじめとする障がい福祉サービス事業所の整備を支援していきます。また、地域での配慮や支え合いにより、障がいのある人もない人も一緒に参加できる環境づくりを進めていきます。</p>	社会福祉課
④	こころの健康づくりに対する相談支援の充実	<p>保健センターにおける窓口・電話による随時の健康相談、臨床心理士による相談等こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。</p>	健康推進課
⑤	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	<p>自殺のサインに気づき、傾聴等をする「ゲートキーパー」を広く一般市民に対して周知し、養成講座の受講を促進していきます。</p> <p>民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人・団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。</p>	健康推進課 社会福祉課
⑥	関係機関等の連携・ネットワークの強化	<p>自殺対策は行政だけでは取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、課題解決に取り組みます。</p>	健康推進課
⑦	生活困窮者への相談・自立支援	<p>生活に困っている人への早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談、就労の支援、支援計画の決定、制度間の連絡調整を行っていきます。</p> <p>相談が必要にもかかわらず、相談に来られない人について、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の自立支援につなげていきます。</p>	社会福祉課

⑧	子どもの貧困対策の充実	<p>ひとり親家庭の自立支援として、子どもの学習支援を実施しています。</p> <p>子どもの居場所づくりや心のケア等のため「子ども食堂」を新たに実施する民間団体やボランティアの支援を行なう等地域での子どもの貧困対策の充実を図っていきます。</p>	子育て支援課
⑨	権利擁護の推進	<p>高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待予防・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進していきます。</p> <p>高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者に対する支援が今後も大きな課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、成年後見センターの設置を進めていきます。</p> <p>成年後見センターは、基本理念として利用者の個人としての尊厳と生活保障、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護を重視すること等を掲げていきます。</p>	高齢福祉課 社会福祉課
⑩	地域防犯対策の推進	<p>高齢者等に対する振り込み詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員との連携、警察との連携等を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。</p>	安全安心課
⑪	子どもの見守り支援	<p>地域における犯罪を住民の力で防ぐため、防犯パトロールや子ども見守り隊等の活動を促進していきます。</p>	子育て支援課
⑫	福祉総合相談窓口の設置	<p>本市においても、年々複合的な困難事例が多くなっているため、福祉、保健、医療にとどまらず教育、就労、防災、人権、税務等庁内部局の横断的な体制づくりを進めていきます。</p>	社会福祉課 関係各課

(3) 防災への取り組みを推進する

(施策の方向)

本市では、風水害や地震等の災害に備え「あま市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しています。また計画において、避難の際に支援が必要となる高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成しており、現在、地域ごとに組織されている自主防災会が避難行動要支援者名簿を管理し、その情報をもとに日々の見守りにつなげる役割を担う取り組みを進めております。

普段からの見守りが必要な人は災害時での支援も必要となる人であることが多いため、日頃の見守りや声かけが災害時にも生きると考えられます。

本市では、防災において地域主体となる自主防災会等の取り組みを支援するとともに、防災パンフレット等を用いて災害時の自助・共助の取組みを市民に紹介し、地域の助け合いの重要性を周知していきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	市や地域の防災訓練に参加しましょう。 自治会に加入し、地域活動に参加しましょう。 一人ひとりが防災意識をもちましょう。
互助（近隣・地域）	ご近所同士お互いを気にかけて、日頃から声を掛け合いましょう。 災害時に支援が必要な方について把握し、その方の支援について隣近所で何ができるかを考えましょう。 町内会、組単位での災害対策について話し合いましょう。
共助（ボランティア・市民活動）	日頃から声掛けや見守りをしましょう。 避難方法や支援方法の情報を共有しましょう。
公助（市や社協の公的サービス）	自主防災会の育成・支援していきます。 避難行動要支援者名簿の作成に取り組みます。 避難場所の案内板等の設備を整備します。 社協ボランティアセンター設置訓練を行い、発災時に備えます。

【市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	自主防災会の育成・支援	自主防災会が訓練を実施した際、また資機材等を整備した際には補助金を支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。また、災害時の自主防災会の役割として避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、障がい者及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	安全安心課
②	避難行動要支援者制度の充実	平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、高齢者や障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が課題となっています。 本市においても「あま市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、避難行動要支援者名簿の作成をしており、今後は避難行動要支援者の個別支援計画の策定を地域の協力を得ながら、避難支援体制の整備等を進めていきます。	安全安心課 社会福祉課

2. 重点施策

本計画では、基本目標を実現するために計画期間中に特に重点を置いて進める施策について、以下の5つを掲げ実施状況を評価・点検していきます。

重点施策 1 地域の交流拠点づくりの推進

① ふれあい・いきいきサロンの充実

- ・ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の孤立防止のため、ふれあい・いきいきサロンがない区にサロンを立ち上げ、地域交流の拠点としていきます。また、サロンの内容の充実や運営上の問題解決について、市及び社会福祉協議会で支援していきます。

■ ふれあい・いきいきサロン数

成果指標	2018	2019	2020	2021	2022	2023
ふれあい・いきいき サロン数	27	30	33	36	39	42

② 協議体の確立

- ・高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域に「協議体」を設置し、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化を行なっていきます。

③ 学校と地域の連携体制の確立

- ・「地域学校協働本部（仮称）」と地域コーディネーターが中心となって、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等を実施し、学校と地域の連携を図っていきます。

重点施策 2 活動の担い手の育成・増加

① 地域活動への参加啓発

- ・地域のふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭「あまのわ」等イベントを通じて、地域活動の周知し、参加を促進していきます。

② 福祉教育の充実

- ・学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験(福祉実践教室)を行い、各学校の福祉に関する取り組みを支援します。

重点施策3 ボランティア活動の推進体制整備

① ボランティア活動の窓口整備

- ・ボランティアの窓口が、社会福祉協議会、あま市市民活動センター（あま^{テラス}terrace）、教育委員会と3つありますが、今後連携強化し、ボランティアの人材育成、活動支援等ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。

② ボランティア参加者の増加

- ・ボランティア参加者増加の取り組みとして、ボランティアの啓発、ボランティア養成講座の開催、ボランティアコーディネーターの養成等を進めます。

■ 安心支え合いネット員の登録者数及び利用者数

成果指標	2018	2019	2020	2021	2022	2023
ネット員数	132人	135人	138人	141人	144人	147人
利用者数	174人	177人	180人	183人	186人	189人

重点施策4 福祉総合相談窓口の設置

① 生活困窮者自立支援事業の充実

- ・暮らしに不安を抱え生活に困窮している人の窓口として、市の相談窓口を周知し、自立支援に関する相談体制の充実を図ります。
- ・生活困窮者対策は、複合的な問題を解決するために、庁内での関係課の連携、社協、ハローワーク等専門機関との連携を強化していきます。

■ 生活困窮者自立支援事業の相談件数

成果指標	2018	2019	2020	2021	2022	2023
相談件数	225人	230人	235人	240人	240人	250人

② 成年後見制度の利用促進

- ・高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者に対する支援が今後も大きな課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、成年後見センターの設置等により成年後見制度の利用促進を図ります。

■福祉相談窓口件数

成果指標	2018	2019	2020	2021	2022	2023
地域包括支援センター事業相談件数	件	件	件	件	件	件
障害相談支援事業相談件数相談件数	件	件	件	件	件	件

重点施策5 災害時の支援体制の整備

① 自主防災会への参加促進

- ・自主防災会の活動は災害時の主体的な住民の行動を促すものであり、地域福祉のネットワークづくりにも有効な取り組みと言えます。そのため、地域住民に参加を呼びかけ、参加を促していきます。自主防災会の役割として避難所運営があり、避難所において支援が必要な障がい者やその家族等に対して参加を促し、支援が必要な方の意見を反映させながら、災害時の支援体制を整備していきます。

② 避難行動要支援者個別計画の作成の促進

- ・介護が必要な高齢者や重度の障がいのある人で、災害時に自力での避難が困難な方に対して支援が必要であり、避難行動要支援者個別計画の作成を進め、住民と協力して、災害時の支援体制を整備していきます。

■避難行動要支援者個別計画の作成者数

成果指標	2018	2019	2020	2021	2022	2023
個別計画作成者数	0人	20人	40人	80人	160人	320人

3. 計画の進行管理と評価

計画を総合的に推進していくため、2020年より「地域福祉計画推進委員会（仮称）」の開催や「関係部署調整会議（仮称）」を設置し、地域福祉計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

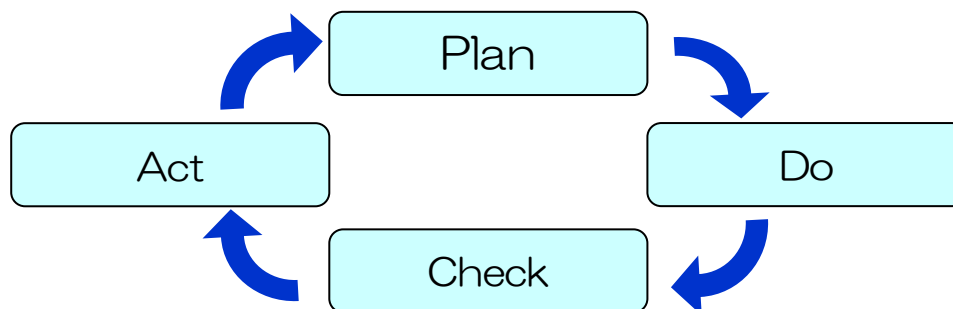
（1）推進委員会（仮称）の開催

保健・医療・社会福祉・高齢福祉・児童福祉・教育等の関係者、学識経験者からなる「地域福祉計画推進委員会（仮称）」を開催し、関係部署調整会議（仮称）による「PDCAサイクル」の報告を中心に計画の全体的な進行管理を行います。

（2）関係部署調整会議（仮称）の開催

地域福祉に関連する各部署における「PDCA サイクル」による事業の実施状況と達成状況を全体で把握することで連携をはかります。また、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等、市を取り巻く環境変化等に対応したものとするため、必要に応じて事業内容等を見直し、事業の評価・改善を行っていきます。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクル）



計画（Plan）	あま市地域福祉計画の策定
実行（Do）	計画に基づく施策・事業の実行
評価（Check）	施策・事業の進捗に関する調査、委員会等への報告
改善（Act）	委員会等の意見に基づき、施策・事業等を見直し実施

■ 第2部 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 ■

序章 ～第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の進捗状況～

1. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画概要

あま市地域福祉活動計画「6つの重点目標」

基本目標1

●互いに支え合うきづなづくり

重点目標1

地域とのつながりづくり

重点目標2

ボランティアの新たな展開

基本目標2

●地域力を高めるためのしくみづくり

重点目標3

見守り・支え合いの

ネットワークづくり

重点目標4

災害支援体制の整備

基本目標3

●いつまでも安心して暮らせるまちづくり

重点目標5

総合相談支援体制の充実

重点目標6

時代の変化を見据えた

福祉サービスの構築

2. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の取り組み

(1) 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の成果

社会福祉協議会（以下社協という。）では、市の地域福祉の基本理念・基本目標に沿って6つの重点目標を掲げ、日頃の市民の地域福祉活動に対する支援やネットワークづくり、災害発生時等の支援体制の整備等に努めてきました。

重点目標1 地域とのつながりづくり

地域とのつながりづくりとして、平成30年度からの地域交流サロン（仮称）を予定していましたが、実施には至っていません。しかしながら、地域をつながりづくりのためには交流拠点が重要であるため、現在進められている高齢者の生活支援に関する「協議体」の活動を踏まえて、地域の懇談会の場として活用を検討していく必要があります。

重点目標2 ボランティアの新たな展開

多様化する地域課題に対して、必要なボランティアの育成を進めてきました。ボランティア養成講座の内容として、移動援助サービス協力員養成講座、手話奉仕員養成講座、買い物支援養成講座、音訳ボランティア養成講座等を実施してきました。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みに向けて、高齢者の安否確認や生活援助等に関するボランティアの養成が課題となります。また、市民活動センターと社協が共同運営したイベント「あまのわ」が好評であるため、来年度も継続実施を予定します。

重点目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

見守り・支え合いのネットワークづくりとして、「支え合いネットワーク事業」「ふれあい・いきいきサロン推進事業」を実施してきました。「支え合いネットワーク事業」は、支え合いネット員の育成と電話ボランティアの増員を行い、支え合いや安否確認の体制づくりを進めてきました。今後は、事業の利用者と支援者ともに増加するよう事業の充実を図っていく必要があります。

「ふれあい・いきいきサロン推進事業」については、平成29年度に27か所のサロンに助成金を交付し、活動を支援してきました。今後は、高齢者だけでなく障がい者や子どもも参加できるサロンを実施することが目標となります。

重点目標4 災害支援体制の整備

災害救援ボランティアセンターの実施や災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の実施等、地域の災害支援体制の整備を目的として実施してきました。地域との連携という点ではまだ不十分であるため、地域で災害救援ボランティアセンターを立ち上げる訓練を行なう等自主防災会の連携の強化が必要です。

重点目標5 総合相談支援体制の充実

総合相談支援に関する事業として、障害相談支援事業、総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）の体制づくり、貸付制度への対応を進めてきました。

地域での相談役やサービスの調整役として総合相談支援員は、地域福祉の重要な役割を担っていますが、設置にいたっていません。今後の地域福祉活動の円滑な実施を進めるためにも必要であるため、総合相談支援員の設置が課題となります。

重点目標6 時代の変化を見据えた福祉サービスの構築

地域福祉の啓発のため、福祉講演会、社会福祉大会、ボランティアフェスティバル等を予定していましたが、結果としてボランティアフェスティバルのみ開催し、他の事業は実施に至っていません。また、市民後見人養成講座の開催、地域包括ケアシステムへの参画等両事業については未着手となっています。

どの事業も重要な事業であるため、今後の実施について継続して検討して行く必要があります。

活動取り組みの様子

【写真】

活動取り組みの様子

【写真】

第1章 計画策定にあたって

1. 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法の第109条に基づいて、地域の皆様や福祉、保健、医療の関係者、ボランティア、行政機関の協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」の実現を目指して活動する民間の社会福祉団体です。社協では、住民の皆様からお寄せいただいた会費や寄附金、赤い羽根共同募金の配分金、補助金によって支えられ社会福祉事業を実施しています。

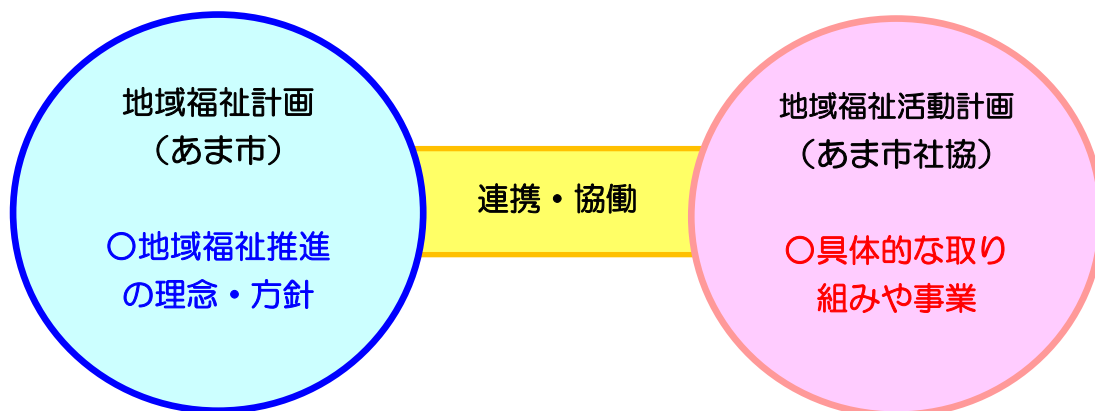
2. 地域福祉活動計画策定について

市社協では、市の「地域福祉計画」と一体的に「地域福祉活動計画」（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）を策定し、地域に密着した施策、事業を展開してきました。また、市の地域福祉の基本理念・基本目標に沿って6つの重点目標を掲げ、日頃の市民の地域福祉活動に対する支援やネットワークづくり、災害発生時等の支援体制の整備等に努めてきました。

平成30（2014）年度に、市の地域福祉計画と同様に、地域福祉活動計画も見直しの時期を迎え、今まで実施してきた事業の評価や地域福祉の団体等のヒアリングで住民の意見収集を行い、地域の福祉課題を踏まえた新たな地域福祉活動計画を策定します。

策定にあたっては、市地域福祉計画と市社協地域福祉活動計画は地域福祉を推進する"車の両輪"として機能するように、十分に連携を図りながら策定します。

《地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図》



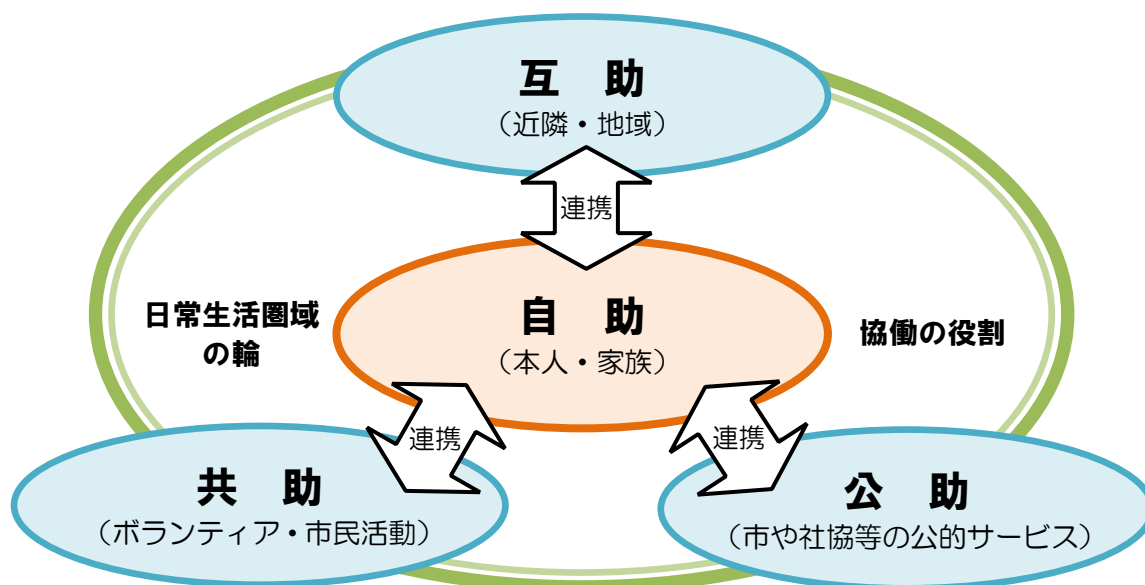
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方

あま市社会福祉協議会では、「地域福祉」とは「地域みんなが安心して暮らせるために、地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと」と定義します。

地域福祉の推進にあたって、社協が中心的な役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス提供等）を営む者及び行政機関等と協力し、福祉のまちづくりを進めるための行動計画が「地域福祉活動計画」です。

地域福祉活動計画においては、地域における「相互扶助」の考え方が重要となります。そのため、本人や家族でできることは自ら行う「自助（じじょ）」、本人だけで解決できないことは、近隣や地域の中で力を合わせて解決を図る「互助（ごじょ）」、ボランティアや市民活動で解決を図る「共助（きょうじょ）」、自助、互助、共助でも解決できないことは、市や社協等の公的サービスを活用して解決を図る「公助（こうじょ）」という形による、様々な人や組織、行政が連携した一体的な地域福祉を推進していきます。

《地域福祉推進の輪（再掲）》



4. 計画の位置づけ

社協は社会福祉法第109条の中で地域福祉の推進を図る団体として位置付けられています。地域福祉活動計画は、地域福祉実施の実効性を高めるため「地域福祉計画」と一体的に策定します。

5. 計画の期間

本計画は、地域福祉計画と同様に 2019 年度から 2023 年度までの 5 か年の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

《計画期間》

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第2次地域福祉活動計画									
			見直し		第3次地域福祉活動計画				

6. 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者等で構成される「あま市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

(2) 市民アンケート調査・団体アンケート調査の実施

市と共同で、市民の意見や要望等を聞くことを目的とした「あま市地域福祉に関するアンケート調査」及び、ボランティア、NPO、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方等を聞くことを目的とした「団体アンケート調査」を実施しました。

(3) 地域懇談会の実施

市と共同で地域における日常生活上の課題や、課題についての解決するアイデアについて住民同士で話し合うことを目的に「地域懇談会」を開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

市の広報・ホームページにより、計画策定にあたってのご意見及び情報を広く市民から募集します。

募集期間：平成 30 年 月 日～平成 30 年 月 日

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

市社協では、計画の基本理念を市の地域福祉計画と共有し「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」とします。この基本理念に基づいて、4つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

あまでつくる 新たな福祉コミュニティ

2. 基本方針

市の基本理念、基本方針に沿って、社協の4つの基本方針を定め、関連する分野別の基本目標を設定します。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画の基本理念・基本方針関連図》

第2次地域福祉計画 (あま市)		第2次地域福祉活動計画 (あま市社協)
基本理念		
あまでつくる 新たな福祉コミュニティ		
基本方針	対応	基本方針
1.地域コミュニティ参加への理解 ～今、地域コミュニティが必要なワケ～	↔	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！
2.福祉コミュニティの構築 ～地域のみんがが主役、みんなで作る～	↔	2. みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう！
3.福祉コミュニティへの支援 ～みんなが安心して暮らせる地域へ～	↔	3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！
		4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します！

1 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！

地域にはどんな人が暮らしているのか、何で困っているのか、地域ではどんな活動しているのか等、地域の現状に関心を持った時、それは地域福祉の理解への第一歩となります。社協では、高齢者や障がい者の地域生活等の課題を多くの人に知っていただくために、小中学校等における福祉教育の機会提供、福祉出前講座等の事業の展開を図ります。また、地域の交流や活動を活発化するために地域懇談会の実施を検討していきます。

2 みんなで支えあい、共生のまちづくりをめざそう！

みんなで支えあう共生のまちとなるためには、地域活動の担い手になるボランティアの育成と市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要となります。そのため、ボランティア育成についての方針を定め、ボランティア支援の体制づくりを進めていきます。

多くの市民にボランティアや地域福祉活動に興味を持っていただくためにも、社協だより、ホームページ、SNS 等様々な媒体での情報提供の充実を図ります。

3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！

社協はサービス提供事業者として、今後も介護保険や障がい福祉サービス等の福祉サービスの提供の充実を図ります。また、地域には、経済的な問題を抱えて困っている人、日常生活に不安を抱え支援が必要な人、高齢で単独の外出ができない人等支援の必要ながいいます。社協では、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な困りごとに対する支援の充実を図っていきます。

4 さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します！

社協は、地域のあらゆる生活課題に対応できるよう関係者や関係機関と協働しながら地域福祉の推進に取り組んでいます。また、平成 30 年 4 月から地域包括支援センター事業を受託し、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるような相談・支援の拠点としての役割を担う等地域に密着した事業展開を進めています。

社協は今後も公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として、住民やボランティアの方々の一層の協力を得ながら、真に必要とされる事業の充実を図っていきます。そのため、現状の事業を検証し、社協が実施すべき事業の検討を進めていきます。また、運営基盤の強化として、会員の確保が重要であり、住民に対して、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協活動の必要性の理解を深めていきます。

3. 基本目標

基本理念	基本方針	基本目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">あまでつくる 新たな福祉コミュニティ</p>	<p>1. 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！</p>	<p>1. 啓発活動の推進 2. 地域のつながりづくりの推進</p>
	<p>2. みんなで支えあい、共生のまちづくりをめざそう！</p>	<p>1. 見守り・支えあいのネットワークづくりの推進 2. 支えあいのまちづくりの推進 3. 情報提供・相談支援体制の充実</p>
	<p>3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！</p>	<p>1. 移動手段の確保 2. 福祉サービス・権利擁護等の充実 3. 防災の推進</p>
	<p>4. さらなる地域福祉推進のため社協の体制を強化します！</p>	<p>1. 法人の運営の強化</p>

第3章 第2次計画の内容

1. 計画内容

★基本方針 1.地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！

基本目標	(1) 啓発活動の推進 (2) 地域のつながりづくりの推進
-------------	----------------------------------

(1) 啓発活動の推進

(施策の方向)

地域福祉に関して、子どもの頃から支えあう気持ちを育み、福祉への理解を深める小中高を対象とした福祉教育はとても重要な活動であると言えます。

福祉教育については、市内小中高等学校 19校に対して、福祉実践教室を実施しています。今後は、児童生徒に対し、地域の高齢者や障がい者等の現状について周知し、より効果的な内容となるように社協と学校とで協力して作りあげていきます。また、他市町村の社協活動の好事例を取り入れる等実施内容の工夫を行っていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①福祉実践教室の推進	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取り組みを支援します。 市内の小学校・中学校・高等学校に対して福祉実践教室についての相談支援を行います。 保育園等に対し、高齢者等と交流する機会を提供し、情操教育の一助とするとともに、日常的な福祉の実践に繋がるきっかけづくりを行います。 						

事業名	②福祉出前講座の推進	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			△	○	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい・いきいきサロンや地域の集まり・学校などに出向き開催します。 児童・生徒・市民の興味やニーズ等を踏まえ、福祉出前講座のテーマを検討します。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③学校と地域パートナーシップづくりの推進	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			△	○	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育を進めるために、社協から地域、学校が参加できる企画（既存の企画に参加することを含む）を実施し、地域・学校・社協のパートナーシップの構築を進めます。 ・地域・学校・社協の3者が連携し、社協が福祉教育のコーディネーターとしての役割を持ち、地域と学校のつながりを作ります。 						

事業名	④健康福祉まつり	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、福祉関係団体、市、社協等からなる実行委員会を実施主体として、健康と福祉の啓発を目的とした健康福祉まつりを開催していきます。 						

(2) 地域のつながりづくりの推進**(施策の方向)**

地域のつながりづくりを進めるためには、地域の中での情報を交換する場が重要となります。今年の6月から7月にかけて、市地域福祉計画と市社協地域福祉活動計画の策定のための地域懇談会には多くの方が参加していただき、地域の課題とその解決策について検討していただきました。その際、活発な意見交換があり、地域で活動しているからこそその意見、若い年代の今までにない視点に置いた意見等多様な意見をいただくことができ、地域福祉に関する住民の皆様の思いを知ることができました。こうした意見交換の場は、地域福祉意識の向上につながるとともに、地域課題に対する主体的な行動を促すきっかけとなるので、地域毎に開催できるよう、一般の市民やボランティア、各種団体等と共に実施体制づくりを進めていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①地域懇談会の開催	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			△	◎	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域毎に懇談会を設置し、地域住民、ボランティア、各種団体等様々な人の参加を得て、意見交換の場とします。 ・高齢者の生活支援に関する「生活支援体制整備協議体」も設置されており、協議体を地域懇談会の場として活用できるよう検討していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	②生活支援 コーディネーターの配置	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			◎	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化の推進、地域の支援のニーズの把握など取り組んでいきます。 住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動を行います。 						

事業名	③地域包括ケアシステム への参画	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市が取り組む地域包括ケアシステムの深化・推進に向け市や関係者・関係機関と連携していきます。 						

事業名	④ふれあい・いきいきサロン 推進事業の拡充	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい・いきいきサロンは、高齢者等の生きがいづくり、社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に参加者とボランティアが一緒になって企画・運営している自主的なサロン活動です。このサロン活動の運営など支援していきます。 ふれあい・いきいきサロンの助成方法を見直し、全世代、地域住民すべての方が参加できるよう検討していきます。 						

★基本方針 2. みんなで支えあい、共生のまちづくりをめざそう！

基本目標	(1) 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進 (2) 支えあいのまちづくりの推進 (3) 情報提供・相談支援体制の充実
-------------	--

(1) 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進

(施策の方向)

見守りや支え合いは、住み慣れた地域で安心して暮らすためには必要な支援と言えます。社協では、支え合いネットワーク事業を展開し、見守りが必要な人に対して支援するボランティア養成やボランティアの実施など、着実に事業を実施しています。今後は、支え合いネット員の少ない地区があるため、支援者の掘り起こしを行うとともにボランティア養成の充実を図ります。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①安心支え合い ネットワーク事業の充実	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する65歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け（ゴミ出し、買い物支援）、安心電話」のボランティアの活動です。						

事業名	②サロン交流会の実施	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・サロンを運営しているスタッフの方を対象にサロン活動や運営などに関する情報交換や交流を目的とした交流会を実施しています。						

事業名	③配食サービス (安否確認含む)の充実	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施し、合わせて安否確認を行います。						

(2) 支えあいのまちづくりの推進

(施策の方向)

みんなで支えあう共生のまちとなるためには、地域活動の担い手になるボランティアの育成と市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要となります。そのため、ボランティアの養成講座等を開催し、実際のボランティア活動につなげるコーディネートの機能強化を進めていきます。

あま市においても、高齢者のひとり暮らし等の買い物支援、障がい者の地域での生活支援、子どもの貧困等地域課題が多様化しており、必要な支援ができるようボランティアの育成を進めていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①ボランティアセンター事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア情報をホームページ、社協だより等を活用し情報発信・活動紹介をしています。 ・ボランティア養成講座を開催しボランティア活動を支援していきます。また、介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援のボランティアも含めて対応していきます。 <p>【養成講座内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話奉仕員養成講座 ○傾聴ボランティア養成講座 ○移動援助サービス協力員養成講座 等 						

事業名	②ボランティア・市民活動 の推進	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを強化し、市民がよりボランティア活動をしやすい環境になるよう、関係者や関係機関と連携を図っていきます。 ・あま市市民活動センター（あま terrace）などの関係機関と情報共有・連携を図り、ボランティア活動や市民活動の推進を図ります。 ・ボランティアコーディネーターを配置し、支援の必要な人とボランティアをしたい人をマッチングし、より多くの活動につなげていきます。 						

事業名	③ボランティアセンター 運営委員会の設置	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営委員会を設置し、ボランティアセンターの事業推進及び機能充実について検討しています。（年2回） 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	④生活支援体制整備協議体の運営	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			◎	→	→	→	→
内容	・生活支援等サービスの体制整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するための話し合いの場を運営します。						

事業名	⑤福祉団体の育成	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・各福祉団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。 【団体名】 ○市老人クラブ連合会 ○市身体障害者福祉協会 ○市母子寡婦福祉会 ○市子ども会連絡協議会 ○市心身障害児者保護者会 ○市遺族連合会						

(3) 情報提供・相談支援体制の充実

(施策の方向)

社協では、社協だより、ホームページ等で社協活動について広く市民の皆様にお伝えしてきましたが、地域福祉を推進するにあたって、まず「社協」という存在を知っていただくことが重要となります。

アンケート調査の結果では、市社協の認知度は、約7割でしたが、「聞いたことがあるが、どんな活動をしているかあまり知らない」が約4割を占め最も多くなっていました。このようにまだまだ市民に対して活動内容が知られていないのが現状です。

そのため、社協だより、ホームページ、各種イベントを通じて、周知・啓発していきます。また、若い世代に対してはLINE@等SNSを活用し、情報提供を充実するとともに、登録者の拡大を図ります。

生活における不安や問題の解消のため、身近な相談体制の充実が課題となります。社協は各種相談事業（心配ごと相談、法律相談、司法書士による相続・登記相談）を実施しています。今後も心配ごとや悩みごとなどを気軽に相談できるような相談体制の充実を図っていきます。また、専門的な相談については、適切な専門機関につなぎ、支援していきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①社協だよりの発行	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりを年間4回発行し、社協の活動状況や事業について発信しています。 ・社協だよりは、社協活動の情報ツールとして重視し、誌面の見やすさ、分かりやすさを向上し、内容の充実を図っていきます。 						

事業名	②ホームページでの 情報提供	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社協のホームページにて地域福祉の情報を充実させ・分かりやすい内容になるように配慮した内容を提供し、頻繁に更新を行うことにより幅広く福祉の情報を提供します。 						

事業名	③SNS の活用	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS の活用として、LINE@のアカウントを使用し、社協の事業や福祉の情報を積極的に発信するとともに、登録者の増加を図り社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。 						

事業名	④あまのわの共同開催	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市市民活動祭とあま市ボランティアフェスティバルの共同開催として、市民団体及びボランティア団体が一堂に会した市民イベント「あまのわ」を開催しています。 						

事業名	⑤地域包括支援センター 事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、高齢者やその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していけるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が日常の様々な相談を受け、介護・福祉・保健・医療サービスの関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行います。社会福祉協議会の本支所にて3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置し、総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務などを実施しています。 ・市の目指す「地域包括ケアシステム」の構築を深化・推進するため、地域に密着した相談支援や地域連携を強化していきます。 ・地域で暮らす高齢者やその家族に対する様々な悩みなどに対しワンストップの相談窓口として総合的な支援をしていきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	◎障害相談支援事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<p>・市からの委託による一般相談を行うとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいがある人を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるように相談等の支援を行います。</p> <p>〔 ○総合的な相談支援 ○福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ○社会資源を活用するための支援 ○社会生活力を高めるための支援 ○生活の継続に必要な直接的な支援 ○専門機関との連携・紹介 ○障害者総合支援協議会への協力 〕</p>						

事業名	⑦総合相談支援員の配置及び総合相談支援体制の確立	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			△	◎	→	→	→
内容	<p>・地域住民からの相談に応じ、課題解決のため地域の住民活動等の支援とをつなぐ総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、相談支援体制の充実を図ります。</p>						

★基本方針 3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！

基本目標	(1) 移動手段の確保 (2) 福祉サービス・権利擁護等の推進 (3) 防災の推進
-------------	---

(1) 移動手段の確保

(施策の方向)

高齢化の進行を受けて、移動支援のニーズは今後さらに高まると考えられます。

地域福祉のアンケート調査でも、「将来、高齢や病気、事故等で日常生活が不自由になった場合、地域でどんな手助けをしてほしいか」という質問に対して、「通院の付添い」が「買い物の手助け」、「安否確認」に続いて3番目に挙げられており、生活における移動のニーズの高さがうかがえます。

こうした結果から、移動援助サービス事業については運転ボランティア等の育成、確保等実施体制の整備を進めていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①移動援助サービス事業	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する概ね75歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独で外出が困難で、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスを実施しています。 ・高齢化により、移動支援のニーズも高まっており、今後も運転ボランティアを育成・確保する等実施体制の整備に取り組んでいきます。 						

事業名	②車いす専用車貸出事業	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する車いす利用の障がい者及び高齢者の方で、車両を運転する方を確保できる方に車いす専用車の貸出をします。 						

(2) 福祉サービス・権利擁護等の充実

(施策の方向)

社協は住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように各種福祉サービスを提供しています。今後も利用者ニーズに応え、利用者主体の支援ができるよう職員の資質向上、サービス提供体制の充実を図っていきます。

認知症高齢者や知的障がいなどのある人に対する権利擁護の事業として、日常生活自立支援事業を実施していますが、高齢化、認知症患者の増加などから、利用者の増加が考えられるため、今後も支援体制の充実と利用促進を図ります。また、成年後見制度利用促進にあたって、地域の権利擁護の体制づくりを進めていきます。

あま市の自殺者の傾向として高齢者が多くなっている中、社協は見守りの支援や相談を受ける等高齢者との接点が多い機関であり、こころの健康づくりを率先していくべき役割を持っています。そのため、相談や安否確認を行う民生委員や地域のボランティア等がこころの健康づくりの重要性を学び、自殺予防に関する知識を持って日々の活動を行っていきます。また、社協の主催するボランティア養成講座についても、こころの健康づくりの視点を持ちながら実施します。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

1) 介護保険サービス事業

事業名	①居宅介護支援	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者等が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・職員のスキルアップを図りながら、支援体制を整えます。 ・地域包括支援センターと連携を図り、支援困難事例を積極的に受け入れていきます。 ・地域の人材育成に協力できるよう体制づくりを進めていきます。 ・社会資源の情報を積極的に取り入れ、利用者、家族に情報提供を行っていきます。 						

事業名	②訪問介護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの生活の支援（生活支援）を行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきま 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③通所介護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的な負担の軽減などを目的として、事業所において食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 <p>【事業所】 ○七宝デイサービスセンター ○美和デイサービスセンター ○甚目寺デイサービスセンター</p>						

2) 障害福祉サービス事業

事業名	①障害相談支援事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市からの受託による一般相談を行うとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいがある人を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるように相談等の支援を行います。 <p>〔 ○総合的な相談支援 ○福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ○社会資源を活用するための支援 ○社会生活力を高めるための支援 ○生活の継続に必要な直接的な支援 ○専門機関との連携・紹介 ○障害者総合支援協議会への協力 ○担当職員間での情報共有、相談支援の充実 〕</p>						

事業名	②就労継続支援B型	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいの方に社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、業務体制を整備していきます。 <p>【事業所】 ○くすのきの家 ○七宝福祉作業所 ○美和ひまわり作業所</p>						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③生活介護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護等を必要とする知的障がいの方が安定した生活を営めるように、創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、介護や日常生活上の支援を行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、業務体制を整備していきます。 【事業所】 ○くすのきの家西館 						

事業名	④居宅介護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいにより介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑤重度訪問介護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑥同行援護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	⑦移動支援	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な障がい者等に、ヘルパー等が外出のための支援を行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑧基準該当生活介護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による指定通所介護事業者として、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障がい者に対して、通所介護サービスを日帰りで行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑨地域活動支援センター	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動等の機会の提供及び社会との交流の促進を図ると共に、日常生活を送るために必要な日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

3) 地域福祉サービス事業

事業名	①子ども支援事業（仮称）	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			△	◎	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや親子の居場所づくりに取り組みます。 ・地域の実情を把握し地域の方と連携し子どもや子育て支援に取り組みます。 ・福祉実践教室とは別に福祉を学ぶ場を提供します。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	②車いす貸出事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に車いすを貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。						

事業名	③寝具洗濯乾燥消毒 サービス事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。						

4) 貸付事業

事業名	①生活福祉資金貸付事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・低所得世帯等に対して、低利息または無利子で資金貸付と民生委員等による必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。						

事業名	②くらし資金貸付事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・生活の不安定な低所得世帯に対して生活を保全し、経済的自立を助長します。						

事業名	③市つなぎ資金貸付事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して保護費支給までに、必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要な資金を無利子で貸付けます。						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

5) 権利擁護の推進

事業名	①日常生活自立支援事業	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<p>・日常生活に不安を抱える認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方に対して専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。</p> <p>〔 ○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理サービス ○書類等の預かりサービス 〕</p>						

事業名	②成年後見制度の普及啓発と支援体制の整備	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			△	◎	→	→	→
内容	<p>・市と連携し成年後見制度の普及啓発と権利擁護センター（仮称）の設置に向け体制を整備していきます。</p>						

6) こころの健康づくり

事業名	①各種相談事業の実施	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<p>・心配ごと相談、法律相談、司法書士による相続・登記相談を行っています。</p> <p>〔 ○心配ごと相談 ○法律相談 ○司法書士による相続・登記相談 〕</p>						

事業名	②地域の支援者への普及啓発	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<p>・傾聴等のボランティア養成講座を開催し、こころの健康や自殺予防に対する知識の普及啓発を図ります。</p>						

(3) 防災の推進

(施策の方向)

防災について、社協は地域の福祉ネットワークを持つことから、災害時等に関しても地域のつなぎ役としての機能が期待されています。平常時の地域の見守りは、非常時の避難支援や救出に繋がるため、災害時への備えとして社協活動の一つである地域のつながりづくりが重要となります。

社協は災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受け皿となります。災害ボランティアセンターの運営に関しては、市や自主防災会など関係機関との連携が必要であるため、防災訓練などの協力体制を今後も築いていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①自主防災会等との連携	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
					→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、あま市総合防災訓練の中で災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を防災ボランティア関係団体と協働して実施しています。 ・地域での自主防災会との連携に向け、地域での災害訓練を実施していきます。 						

事業名	②講演会・養成講座等の開催	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
				○	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティアコーディネーター養成講座を海部地方7市町村防災関係機関（行政・社協等）で共同実施しています。 ・講演会を開催し、災害時の備えや災害ボランティアセンターの機能について周知します。 						

事業名	③支援団体との連携、 災害備品の確保	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
				○	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係ボランティアやあま市安全安心課との意見交換などを行い、連携を図ります。 ・災害備品の補充を行い、災害時に備えます。 ・行政及び災害ボランティアとの連携を図り、災害時に即応できる体制づくりを進めていきます。 ・災害時に備えて災害対策備品を整備します。 						

事業名	④災害ボランティア センターの設置	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げボランティアの受入体制やボランティアの派遣がスムーズに行えるよう支援します。 						

★基本方針 4. さらなる地域福祉推進のため、市社協の体制を強化します！

基本目標	(1) 法人の運営強化
-------------	-------------

(1) 法人の運営強化

(施策の方向)

社協は今後も地域福祉の推進役として事業を継続的に発展させていくためにも、事業の選択と集中により、本来社協に求められている制度の狭間の支援やその支援ニーズをキャッチするため人材育成や職員体制の強化をしていきます。

社会福祉協議会として、会員の増加と独自財源の確保は至上命題であり、住民や法人に対して、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協活動への必要性の理解を得て、会員の増加につなげます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①会員募集	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員の増加に向け、普通会员、法人会員に対して働き掛け、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協事業への理解を得ます。 ・会費の使途の透明化を図っています。 						

事業名	②支出の抑制	実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品等の調達方法の見直しを行っています。 ・組織改革や業務改善を行います。 ・合理化・効率化を図り、人件費の抑制を図ります。 ・経費削減についての方針を職員で共有します。 ・調達先の一元化を図り、コストダウンを図っていきます。 ・財政シミュレーションを継続して実施します。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③職員体制の強化	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的、個別的研修計画を作成の上、研修を実施しています。 ・ 社外研修を実施しています。 ・ 求められる職員像を明確にし、職員のやる気を引き出すことのできる人事考課制度を検討していきます。 ・ 評価基準を明示することによって、期待成果や期待行動を明確にします。 ・ 適切に評価することによって、成長や行動革新のための方向性を職員に伝えていきます。 ・ 適切な評価に沿った処遇を行うことによって、職員のモチベーションを高めるようにします。 ・ 評価結果のフィードバックを通じて、上司と部下とのコミュニケーションを図ります。 ・ 部門を統括する管理職を育成します。 						

事業名	④利用者の利益保護	実施 年度	2019	2020	2021	2022	2023
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉サービス事業における「苦情解決規程」を定め、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置していることを周知しています。 ・ 個人情報保護に関する研修を実施しています。 						

2. 計画の進行管理と評価

地域福祉活動計画を円滑に推進していくために、「地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」の開催や「関係部署調整会議（仮称）」を設置し、事業の進捗状況を確認します。

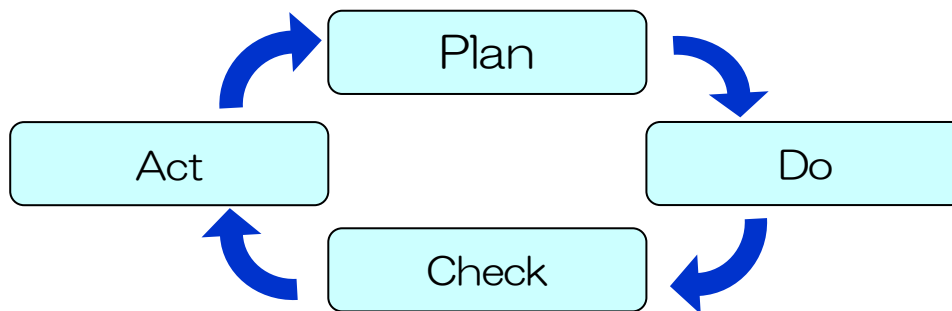
（1）推進委員会（仮称）の開催

地域福祉活動計画の計画の進行管理のために、「地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」を設置し、定期的に進行状況を報告し、意見聴取を行います。

（2）関係部署調整会議（仮称）の開催

各部署における「PDCA サイクル」による事業の実施状況と達成状況を全体で把握することで社協内の連携をはかります。

■計画の進行管理（PDCAサイクル）



計画（Plan）	あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定
実行（Do）	計画に基づく施策・事業の実行
評価（Check）	施策・事業の進捗に関する調査、委員会等への報告
改善（Act）	委員会等の意見に基づき、施策・事業等を見直し実施

■ 第3部 成年後見制度における市計画 ■

1. 計画の性格

(1) 計画策定の背景

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和から、精神上的の障害により判断の能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという趣旨があります。こうした点を踏まえて、国民によって利用しやすい制度とすることを目指して導入されています。

また、今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の増加が見込まれる中、益々成年後見制度の利用のニーズは高まってくると考えられます。

成年後見制度の課題として、利用数が増加しているものの、その利用者数は認知症高齢者の等の数に比較して著しく少なく、利用の促進と支援体制の整備が急務となっています。

■ 人口と高齢者の状況（平成30年4月1日現在）（人）

人口	うち65歳以上人口
88,673	23,145

資料：市民課

■ 要介護度ごとの認知症自立度（平成30年4月1日現在）（人）

認知症自立度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
自立	280	300	94	114	52	31	22	893
I	132	238	115	154	51	58	20	768
II a	19	17	138	58	36	15	7	290
II b	28	10	322	203	102	92	42	799
III a	1	1	28	91	147	115	82	465
III b	0	0	4	17	33	42	22	118
IV	0	0	1	5	18	67	106	197
M	0	0	1	4	4	18	13	40
未登録	2	1	6	4	0	1	1	15
計	462	567	709	650	443	439	315	3,585

資料：高齢福祉課

■療育手帳所持者の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在） (人)

A（重度）	B（中度）	C（軽度）	計
231	145	209	585

資料：社会福祉課

■精神保健福祉手帳所持者の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在） (人)

1 級（重度）	2 級（中度）	3 級（軽度）	計
109	550	153	812

資料：社会福祉課

■名古屋家庭裁判所が管理する被後見人等数（平成 29 年 12 月 31 日現在） (人)

後見	保佐	補助	任意後見
73	7	4	0

資料：名古屋家庭裁判所

(2) 本計画の根拠

成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき策定する計画であり、第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されるものであり、成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画に位置付けられます。

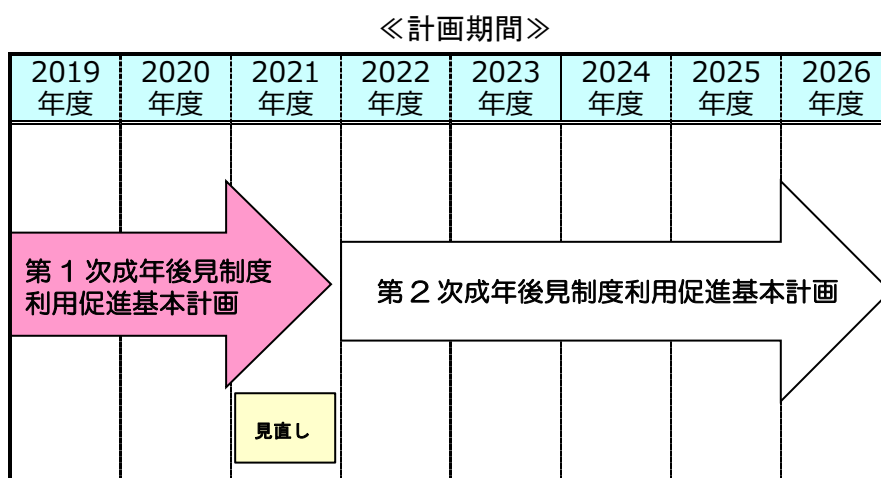
促進法第 23 条第 1 項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、市総合計画、地域福祉計画等既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、認知症高齢者や障がい者等の権利擁護支援のための計画として位置付けます。

(4) 計画の期間

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画の計画期間に合わせて 2019 年度から 2021 年度までの 3 か年とします。第 2 次計画については、5 か年の計画期間を予定しています。



2. 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討していく必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要性があり、今後一層、身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が必要となります。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していく必要があります。

3. 基本理念

本市でも、わが国の現状と同様に認知症高齢者の増加や高齢者のひとり暮らし世帯の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要な方への対応が求められています。

本市の成年後見制度利用支援事業の利用実績については、平成 27 年から 29 年までの 3 年間で 4 件となっており、高齢者人口に対して決して多くはありませんが、今後の支援ニーズの増加への対応を考えていく必要があります。

そのため、本市では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等の基本的な考え方を踏まえた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていきます。また、平成 32 年度中に中核機関と協議会事務局の機能を持った「権利擁護支援センター」の設立を目指していきます。

本市では、計画の基本理念として、「地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち(仮)」とします。

《基本理念》

地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち(仮)

4. 基本目標

本計画の基本目標を、「地域連携ネットワークづくりの推進」、「権利擁護に関わる体制の整備・推進」の2つとし、基本目標のもとに施策・事業を展開していきます。

1. 地域連携ネットワークづくりの推進

あま市において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、保健・医療・福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めていきます。

2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進

既存の地域福祉に関するネットワーク等の地域資源の連携や地域福祉計画等の既存施策との横断的・有機的連携を図ります。

成年後見制度に係る事業についての助成についての検討を行っていきます。

5. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策・事業
地域で安心して暮らすことができ 権利擁護のまち(仮)	1.地域連携ネットワークづくりの推進	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク
		(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立
	2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進	(1) 地域資源の活用と連携
		(2) 成年後見制度の助成に関する検討

6. 施策・事業

1. 地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

①基本的な考え方

地域連携ネットワークの以下の3つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みを構築していきます。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

②基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めていきます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

○地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

○個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

③地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備を進めるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮していきます。

地域連携ネットワークや中核機関の機能については、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていきます。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動を地域において活発に行われるよう配慮します。
- 任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制の構築に努めます。
- 各団体・機関等の関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整等に努めます。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
- 受任者調整（マッチング）等
- 家庭裁判所との連携

(b)担い手の育成・活動の促進

- 法人後見の担い手の育成・活動支援

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

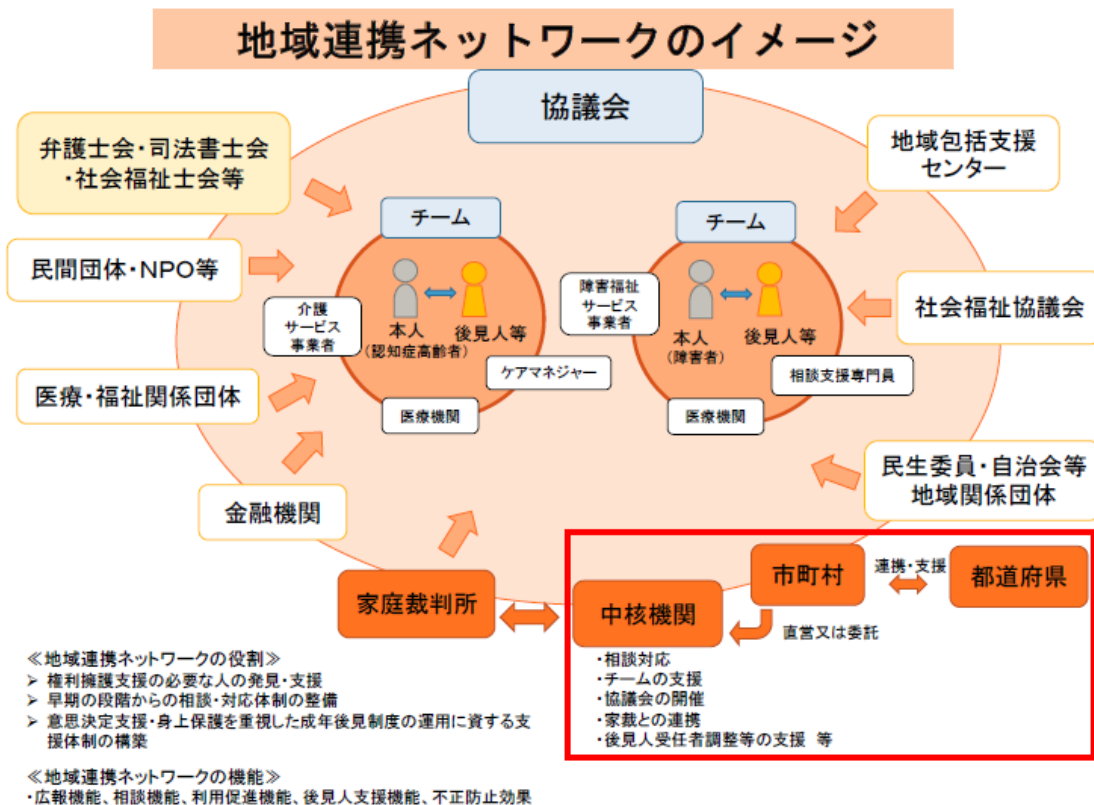
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化される必要があり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等に努めます。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要な高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう努めます。

工) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりに努めます。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援するよう努めます。

オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているため、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することにより、不正の発生を未然に防止するよう努めます。



(2) あま市権利擁護支援センター（仮称）の設立

①基本的な考え方

本市においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、中核機関と協議会機能を持たせた「権利擁護支援センター」の設立を目指していきます。

具体的な検討は、今年度から来年度途中にかけて庁内関係部局他担当者による「権利擁護支援センター設立検討会」で協議したのち、平成31年度後半から外部有識者による「権利擁護支援センター設立準備委員会」を設置して行う予定としています。

2.権利擁護に関わる体制の整備・推進

(1) 地域資源との連携

本市の地域福祉においては、権利擁護の取り組みとして、虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議・個別ケース検討会、研修・講演会等様々な取り組みを行っています。その他、高齢福祉を中心とした地域包括ケアシステムづくりの取り組み等多くの地域資源があります。

そのため、こうした権利擁護に取り組む地域資源の連携を図ることにより、活用につなげていくよう努めます。

(2) 成年後見制度の助成に関する検討

高齢福祉における地域支援事業と障がい福祉の地域生活支援事業として成年後見制度利用支援事業があります。

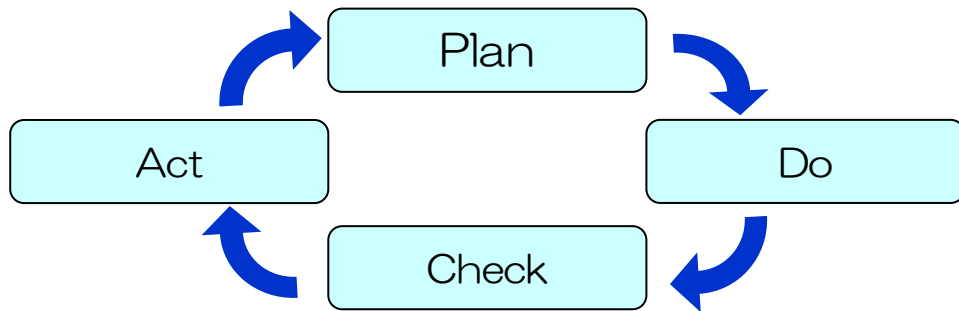
助成については、市長申立費用の助成及び成年後見人等の報酬の助成を行っています。今後は、親族・本人申立の場合の申立費用の助成についても検討していきます。

7. 施策の進捗管理

本計画を推進していくために、各施策・事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。

今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等、市を取り巻く環境変化等に対応するため、必要に応じて事業内容等を見直し、評価・改善を行っていきます。

■ 施策の進捗管理



計画 (Plan)	あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	施策・事業の進捗に関する調査、委員会等への報告
改善 (Act)	委員会等の意見に基づき、施策・事業等を見直し実施

■ 資料編 ■

第1次地域福祉活動計画実施計画進捗状況

1 重点的な取り組み

重点目標1 地域とのつながりづくり

地域交流サロン

項目	地域交流サロン
進捗状況	・ 地域包括支援センターと打合せを行い、七宝地区を活性化させた。また、小地域を活性化するため、サロンを訪問した。

重点目標2 ボランティアの新たな展開

1. ボランティアセンター事業

項目	1 ボランティアセンターの運営
進捗状況	・ 運営委員会の設置に向けてボランティア連絡協議会役員会及び代表者会、社協内部で調整した。ボランティア活動に関する連絡調整及び相談の対応を実施した。

項目	2 ボランティア活動支援
進捗状況	・ ボランティア活動に関する活動場所及び機器等の無償提供の他、相談支援を実施した。

項目	3 福祉情報の提供
進捗状況	・ ボランティアセンター登録団体の更新をした。

項目	4 ボランティア活動保険の受付及び手続き
進捗状況	・ ボランティア活動保険の受付及び保険請求事務を適切に行った。

項目	5 ボランティア養成講座の開催
進捗状況	・ 「生活援助サービス養成講座」は新たなグループを立ち上げることができなかった。「移動サービス協力員養成講座」により平成29年10月から事業実施することができた。「手話奉仕員養成講座」は40回あり市内5グループを紹介した。「買い物支援養成講座」は今年度から実施を始めた。「音訳ボランティア養成講座」は市広報及び社協だよりに同時掲載により参加者が多数募った。また、既存ボランティアの協力を得て実施した。

項目	6 養成講座フォローアップ研修の開催
達成状況	・ ボランティアフォローアップ養成講座を実施し、活動を振り返ることができスキルアップを図れた。

項目	7 補助金等の交付
進捗状況	・ ボランティア活動補助金を従前同様の基準にて交付した。公開プレゼンテーションによる助成審査方式への転換を検討したが、運営委員会が設置されていないため見送った。

2. ボランティア連絡協議会との連携

項目	1 主催事業の実施
進捗状況	・ 市民活動センターとボランティア連絡協議会が共同運営し始めてのイベント「あまのわ」を開催した。

項目	2 社協活動との連携強化
進捗状況	・ 社協事業への協力を得た。

3. ボランティア・市民活動の推進

項目	あま市との連携・協働
進捗状況	・ 市民活動センターとボランティアセンターの活動報告及び今後のあり方について打合せを実施した。

重点目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

1. 支え合いネットワーク事業

項目	1 支え合いネット員の拡充
進捗状況	・ 買い物支援などの養成講座を実施した。

項目	2 支え合いネット員のフォローアップ研修
進捗状況	・ ボランティア養成・フォローアップ講座を実施した。

項目	3 地区社協等の設置
進捗状況	・ 着手できていない。

項目	4 福祉推進員の創設・育成
進捗状況	・ 着手できていない。

項目	5 電話ボランティア(傾聴活動及び安否確認)
進捗状況	・ 電話ボランティアの増員に取り組んだ。

2.ふれあい・いきいきサロン推進事業

項目	1 ふれあい・いきいきサロンの充実
進捗状況	・ 29年度までで27カ所のサロンに対し助成金の交付を実施しサロン活動の支援に取り組んだ。

項目	2 障がいのある人・子どものサロンの検討
進捗状況	・ 事業要綱上、障がいのある人・子どもサロンについても助成対象事業としているが、実績はない。

重点目標4 災害支援体制の整備

1.地域での災害救援訓練

項目	自主防災会等との連携
進捗状況	・ あま市総合防災訓練において、災害救援ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施したが、地域での訓練には至っていない。

2.支援者の育成

項目	講演会・養成講座等の開催
進捗状況	・ 海部地方防災ボランティアコーディネーター養成講座を実施した。

3.支援体制の充実と整備

項目	支援団体との連携、災害備品の確保
進捗状況	・ 防災関係ボランティアや安全安心課との意見交換を行っているが、具体的な支援体制の充実には至っていない。 ・ 災害時に備えて災害対策備品を整備した。

重点目標5 総合相談支援体制の充実

1.障害相談支援事業

項目	1 障がいのある人への相談支援等
進捗状況	・ 相談員を増員し、多種多様の相談に対応した。

項目	2 海部東部障害者総合支援協議会への参画
進捗状況	・ 市民に対し、障がいに対する理解を深めてもらうための講演会を開催した。

2.総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）の支援体制の確立

項目	地域における生活支援・各種相談事業
進捗状況	・ 各種相談事業を実施し、適切な専門機関へ繋ぎ問題解決に努めた。福祉サービスの利用援助等をはじめ日常生活自立支援事業を実施した。

3.貸付事業

項目	1 生活福祉資金貸付事業
進捗状況	・ 相談を受け、調査し適正な貸付を実施した。

項目	2 愛知県くらし資金貸付事業
進捗状況	・ 貸付での対応はありませんでした。

項目	3 市社協つなぎ資金貸付事業
進捗状況	・ 平成 27 年 4 月新たな制度として相談を受け、調査し適正な貸付を実施した。

重点目標6 時代の変化を見据えた福祉サービスの構築

1.福祉意識の向上

項目	1 福祉講演会による福祉意識の高揚を図る
進捗状況	・ 福祉講演会として実施できていない。

項目	2 社会福祉大会の開催による普及啓発活動
進捗状況	・ 開催できていない。

項目	3 ボランティアフェスティバル等の交流事業
進捗状況	・ ボランティアフェスティバル等の交流事業の開催に向けて調整した。

2.市民後見人の普及

項目	市民後見人養成講座の開催
進捗状況	・ 着手できていない。

3.住民と創る地域包括ケアシステム

項目	地域包括ケアシステムへの参画
進捗状況	・ 市が設置した生活支援体制整備協議体へ参加した。

2 福祉サービスの提供体制の充実

(1) 福祉教育の充実と人材育成

1.福祉実践教室

項目	体験的な学習から学ぶ福祉教室
進捗状況	・ 市内の小中高等学校 19 校において、継続して事業を実施した。

2.福祉出前講座

項目	総合的な学習に福祉出前講座を実践
進捗状況	・ 取り組めていない。

3.学校と地域パートナーシップづくり

項目	学校・地域・社協が連携し、「福祉力」を高める
進捗状況	・ 取り組めていない。

(2) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

1.車いす専用車（福祉車両）貸出事業

項目	車いす専用車の貸出
進捗状況	・ 車いす利用者やその家族に対し、外出や通院の際に利用していただく専用車の貸出を実施した。

2.車いす貸出事業

項目	車いすの貸出
進捗状況	・ 車いすの貸出しを実施した。

3.寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

項目	寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施
進捗状況	・ 訪問によるアセスメントを実施し、可否の適正化と必要な他のサービスへの繋ぎを実施した。

4.配食サービス事業

項目	食事を作ることが困難な高齢者等を対象とした昼食の配達サービス
進捗状況	・ 訪問によるアセスメントを実施し、可否の適正化と必要な他のサービスへの繋ぎを実施し、配食に合わせて安否確認を実施連携した。

(3) 福祉サービス利用者の権利擁護

1.日常生活自立支援事業

項目	日常生活に不安を抱える高齢者、障がいのある人に対する支援 ・福祉サービス利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
進捗状況	・適正な金銭管理等を行い支援した。

(4) 介護保険・障がい福祉サービス事業の紹介

1.居宅介護支援事業

項目	ケアプランの作成助言・援助
進捗状況	ケアプランを作成し適切なサービスが提供されるよう支援した。

2.介護予防ケアマネジメント事業（要支援）

項目	予防ケアプランの作成助言・援助
進捗状況	ケアプランを作成し適切なサービスが提供されるよう支援した。

3.介護保険認定調査

項目	介護認定調査の実施
進捗状況	・認定調査を受託し実施した。

4.訪問介護事業（介護保険）

項目	身体介護・生活援助等
進捗状況	業務体制を整備しサービス提供を行った。

5.訪問介護事業（障害福祉）

項目	身体介護・家事援助・重度訪問介護等
進捗状況	業務体制を整備しサービス提供を行った。

6.地域生活支援事業（障害福祉）

項目	移動支援等
進捗状況	障がい児者に外出時の支援を行った。

7. デイサービス事業（介護保険）

項目	入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活の支援等
進捗状況	・ 入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活の支援等のサービスの提供を行った。

8. 基準該当生活介護（障害福祉）

項目	日常生活訓練・社会適応訓練等
進捗状況	・ 常時介護を必要とする障がい者に日常生活訓練、介護や日常生活上の支援等のサービス提供を行った。

9. 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

項目	創作的活動、社会適応訓練・機能訓練等
進捗状況	・ 障がい児者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう ・ 日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを行った。

10. 就労継続支援B型事業（障害福祉）

項目	生産活動・職業訓練・就労支援・生活訓練・療育活動・レクリエーション
進捗状況	・ 雇用されることが困難な知的障がい者に社会活動の場の提供と生産活動の支援を行った。

11. 生活介護事業（障害福祉）

項目	日常生活訓練・療育活動・機能訓練・レクリエーションなど
進捗状況	・ 常時介護を必要とする知的障がい者に日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し介護や日常生活上の支援を行った。

法人運営の強化

1 会員募集と独自財源の確保

1. 会員（会費）募集

項目	1 社協会員の増加に努める
進捗状況	・ 会員募集の強化月間を設け、法人会委員及び普通会员の募集を実施した。

項目	2 用途をより明確にする
進捗状況	・ 地域福祉サービスのご案内という広報誌を作成し用途について周知した。

2. 赤い羽根共同募金

項目	募金の増加に努める
進捗状況	・ 募金の用途を明確にしたが、増加には繋がらなかった。

3. たすけ愛チャリティボックス

項目	協力店の増加に努める
進捗状況	・ 10店舗に登録していただく。今後も拡充に努めていく。

4. 新たな事業収入

項目	ホームページバナー広告、封筒広告
進捗状況	・ ホームページへのバナー広告を募集し掲載頂いた。

支出の抑制

1. 経費の削減

項目	1 在庫管理の徹底
進捗状況	・ 職員の意識向上が行え、過剰な購入を抑制できた。

項目	2 調達方法の一元化
進捗状況	・ 予算策定時により安価に購入できる業者を選定し、同職種での購入先の一元化を図った。

項目	3 財政シミュレーションの導入
進捗状況	・ 支払い確認や執行状況を確認しやすい体制を確立し、支出の抑制を図った。

2 組織・役員等の体制

(1) 組織基盤の見直し及び強化（法人運営体制や職員体制の充実・強化）

1.理事会

項目	部会制を含めた活発な理事会の運営
進捗状況	・ 従来の理事会運営を行った。

2.評議員会

項目	活発な評議員会の運営
進捗状況	・ 従来の評議員会運営を行った。

3.外部評価

項目	第三者の専門家による経営評価
進捗状況	・ 公認会計士と定期的に会計をチェックする場を設け、より詳細に経営状況の把握及び指導に基づき運営を行った。

3 人材育成

(1) 職員体制の強化

1.総合的、個別的な研修計画の作成

項目	職員の資質向上を促す行動計画を作成する
進捗状況	・ 単年度の研修計画を立て、それに基づき社外及び社内研修を行い、職員の意識向上に努めた。

(2) 利用者の利益保護

1.社会福祉サービス事業における苦情解決制度

項目	機関紙を使って制度の周知に努める
進捗状況	・ 掲示物及び機関紙(社協だより)において、制度の周知を図った。

2.個人情報保護制度の推進

項目	全職員が制度を理解するための研修の実施
進捗状況	・ 制度を理解するために研修を実施した。

○計画の策定体制

▼策定委員会の設置

▼市民アンケート調査

▼団体アンケート及び団体ヒアリング調査

▼地域懇談会の実施

▼パブリックコメントの実施

○用語説明

【社会福祉法(抜粋)】

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。